習　志　野　市

令和9年度
認可保育施設　入所・入園案内

認可保育施設への入所・入園申込みをする場合は、
この冊子をよくお読みいただき、内容をご理解のうえでお申込みください。



申　込　月	申　込　受　付　期　間(※)
4月(1次)	令和8年11月6日(金) ～ 令和8年12月4日(金)
4月(2次)	令和8年12月7日(月) ～ 令和9年1月29日(金)
5月	令和9年3月8日(月) ～ 令和9年4月5日(月)
6月	令和9年4月6日(火) ～ 令和9年4月30日(金)
7月	令和9年5月6日(木) ～ 令和9年6月4日(金)
8月	令和9年6月7日(月) ～ 令和9年7月5日(月)
9月	令和9年7月6日(火) ～ 令和9年8月5日(木)
10月	令和9年8月6日(金) ～ 令和9年9月3日(金)
11月	令和9年9月6日(月) ～ 令和9年10月5日(火)
12月	令和9年10月6日(水) ～ 令和9年11月5日(金)
令和10年1月	令和9年11月8日(月) ～ 令和9年12月3日(金)
令和10年2月	令和9年12月6日(月) ～ 令和10年1月5日(水)
令和10年3月	令和10年1月6日(木) ～ 令和10年2月4日(金)

※電子申請の場合、締切日を過ぎた申請については、翌月申込の扱いとなります。(詳細は16～17ページ参照)

こども部　こども保育課

住所　〒275-8601
習志野市鷺沼2-1-1(市庁舎2階)
電話　047(453)5511
習志野市ホームページ　http://www.city.narashino.lg.jp/

目次

※この案内では、認可保育施設への「入所・入園」を「入所」と表記しています。

1. 習志野市の保育施設について P1

1)認可保育施設について

2. 給付認定・保育を必要とする事由 P2

3. 入所申込みの流れ P3

1)令和9年4月入所申込み

2)令和9年5月～令和10年3月入所申込み

3)育児休業からの復職に伴う申込み

4)育児休業継続での申込み

5)産休明け保育(生後57日目～4か月未満児)の申込み

6)医療的ケアが必要な児童の申込み

7)習志野市外からの申込み(習志野市外にお住まいの方が習志野市の保育施設を希望する場合)

8)習志野市外への申込み(習志野市民の方が市外の保育施設を希望する場合)

4. 必要書類 P9

5. マイナンバー確認等について P11

1)個人番号(マイナンバー)の記載について

2)個人番号(マイナンバー)確認書類および本人確認書類

6. 利用調整(入所選考)と結果通知 P12

1)利用調整の方法

2)結果通知の方法等

3)習志野市保育所等利用調整基準早見表

4)基準点および調整加点の合計が同一となった場合の優先順位

5)兄弟姉妹同時申込みの考え方について

7. 申込み内容等に変更が生じた場合 P16

1)申込み内容に変更が生じた場合

2)教育・保育給付認定の内容等に変更が生じた場合

8. 申込みを取り下げる場合 P16

9. 電子申請による申込方法 P16

10. 入所後について P18

1)保育施設の利用について

2)給付認定期間(利用期間)の更新について

3)認定要件の変更について

4)認定要件の確認について

5)支給認定証の発行について

11. 保育施設の利用時間について P19

1)保育必要量の認定

2)利用日および利用時間

12. 保育料または給食費、その他の費用について P21

◎ 0～2歳児クラスの場合

【習志野市保育所保育料徴収基準額表】

◎ 3～5歳児クラスの場合

◎ その他の費用(0～5歳児クラス共通)

13. よくあるQ&A P24

1)入所申込みについて

2)入所後について

3)その他

1. 習志野市の保育施設について

保育施設とは、保護者が就労、病気等の事情により児童を家庭で保育できない場合において、「子ども・子育て支援法」および「児童福祉法」に基づき、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。

保育施設では、児童の健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を持ったこどもを育成することを目的に、そして、保護者の皆様が安心して預けられるよう児童の保育にあたっています。

◆習志野市の目指すこども像◆
1. 明るく元気なこども
2. 友達と仲良く遊べるこども
3. よく見、よく考えて行動するこども

1)認可保育施設について

認可保育施設の利用を希望する場合、習志野市こども保育課へ入所申込みを行う必要があります。入所施設は、こども保育課において利用調整(入所選考)を行い決定します。

認可保育所(園) **対象年齢: 0～5歳児**

仕事や病気等の事情により児童を家庭で保育できない保護者に代わって、児童をお預かりする施設です。

認定こども園(長時間児) **対象年齢:0～5歳児**

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、また、一部の施設においては地域における子育て支援の場を設けています。

小規模保育事業 **対象年齢:0～2歳児**

小規模保育事業とは、仕事や病気等の事情により児童を家庭で保育できない保護者に代わって、児童をお預かりする施設です。
原則、0～2歳児の児童を対象に、6～19名の定員で保育を行います。3歳児以降の進級先保育施設は、あらかじめ定めています。
進級については、18ページ＜転所＞、「令和9年度 市内認可保育施設一覧(施設基本情報)」の進級先施設をご覧ください。

●令和9年度クラス編成●

・保育施設では、**4月1日の年齢でクラス分け**をしています。(令和9年度は下記のとおりです。)
・年度の途中で年齢が上がっても、1つ上のクラスに移ることはありません。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和8年(2026年)4月2日以降
1歳児	令和7年(2025年)4月2日 ～ 令和8年(2026年)4月1日
2歳児	令和6年(2024年)4月2日 ～ 令和7年(2025年)4月1日
3歳児	令和5年(2023年)4月2日 ～ 令和6年(2024年)4月1日
4歳児	令和4年(2022年)4月2日 ～ 令和5年(2023年)4月1日
5歳児	令和3年(2021年)4月2日 ～ 令和4年(2022年)4月1日

2. 給付認定・保育を必要とする事由

保育施設の利用をご希望の場合は、習志野市から児童の年齢や必要な保育時間に基づき、下記表＜支給認定区分表＞のとおり「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

なお、認定の申請は、保育施設の入所申込みと同時に行うことが可能です。

＜支給認定区分表＞

対象	支給認定区分	保育必要量	利用できる主な保育施設
満3歳以上	2号(保育認定)	保育標準時間	認可保育所(園) 認定こども園(長時間児)
		保育短時間	
満3歳未満	3号(保育認定)	保育標準時間	認可保育所(園) 認定こども園(長時間児) 地域型保育事業(小規模保育事業)
		保育短時間	

※「保育必要量」について、実際のご利用時間の詳細は19～20ページをご覧ください。

＜保育を必要とする事由(入所申込みの要件)＞

保護者が下記の事由のいずれかに該当し、児童を保育できないと認められる場合に保育施設の入所申込みができます。

(集団生活を体験させたいという理由は、申込み対象になりません。)

昼間を原則として、保育にあたれない要件(①～⑧)があること

事由		保育必要量
① 就労	家庭内外問わず、月64時間以上仕事をしているため、児童の保育にあたれない。	状況に応じて認定
② 出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。 (出産予定日の**2か月前(多胎妊娠の場合は4か月前)の月初**から、**出産日から起算して**57日目が属する月の**末日**までが入所対象となります。)	状況に応じて認定
③ 疾病または障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるため、児童の保育にあたれない。	状況に応じて認定
④ 親族の介護・看護	親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、常時その介護・看護をしているため、児童の保育にあたれない。 ※別居親族の場合は、月64時間以上の介護・看護をしていること。	状況に応じて認定
⑤ 被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のため、児童の保育にあたれない。	状況に応じて認定
⑥ 求職中(注1)	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 (入所後、2か月以内に就労を開始することが条件となります。)	保育短時間
⑦ 就学 (注2)	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。 (月64時間以上を満たしていることが条件になります。)	状況に応じて認定
⑧ 育児休業継続	・下の子の育児休業中で、上の子が育児休業継続要件にて、既に認可外保育施設に通っていること。(3歳児クラス以上のみ) ・下の子の育児休業中で、上の子が育児休業継続要件にて、既に市外の認可保育施設に通っていること。 ※切れ目なく本市の認可保育施設に通う場合に限る。	保育短時間

※希望者が多数の場合、ご希望の施設に入所できないことがあります。

※児童が感染症などで入所が困難と認められるときは、入所をお断りすることもありますので、ご了承ください。
また、入所後も同様の対応となります。

※入所希望期間が1か月未満の申込みはできません。

※**申込内容に変更が生じた場合**(保育を必要とする事由の変更、家族構成、児童の健康状況等)は、**速やかにこども保育課まで届け出てください。**

(注1)認可外保育施設等を利用するにあたり、『求職中』にて既に給付認定や助成を受けた場合、連続して『求職中』を要件とした入所申込みはできません。(保護者の保育にあたれない要件のため、兄弟姉妹が認定を受けている場合も不可)

(注2)学校教育法に規定する学校等に在学または、職業能力開発促進法等に規定する職業能力開発施設等において職業訓練等を受けていること。

→申込に必要となる書類については、9～10ページ「4. 必要書類」をご覧ください。

3. 入所申込の流れ

申込書類の配布開始日、配布場所

配布開始日：令和 8 年 10 月 21日（水曜日）
配 布 場 所：各認可保育施設（小規模保育事業を除く）またはこども保育課窓口（市役所2F）
（市ホームページからもダウンロードすることができます。）

1）令和9年4月入所申込み

入所申込に関する相談について

令和9年4月1次申込みに限り、下記相談期間においてこども保育課の窓口で相談をしたい場合は**「習志野市 講座・相談等参加予約システム」にて事前予約が必要**となります。なお、電話での予約は受け付けておりません。

相談期間 ： 令和8年10月21日（水）～12月4日（金）
相談時間 ： 午前9時～11時30分、午後1時30分～午後4時30分（1枠30分です。時間内の相談にご協力をお願いします。）
そ の 他 ：・こども保育課窓口で入所（転所）申込書を提出したい場合は、事前予約のうえご来庁ください。
・令和9年1月～3月併願者の相談も予約制です。提出書類は24ページQ＆Aをご確認ください。
・予約した方が優先となりますので、事前予約なくご来庁された場合は、お待ちいただく場合があります。
・令和9年4月2次申込開始以降の相談は事前予約不要です。

スマートフォンからの予約申請

左の二次元バーコードをスマートフォンのカメラで読み取っていただき、「習志野市 講座・相談等参加予約システム」へ接続し、希望する予約日、時間を選択してください。

パソコンからの予約申請

市ホームページのトップ画面の検索からID検索を選択し「27117」と検索してください。
『令和9年度保育所等入所申込書類の配布が始まります』のページにURLリンクがありますので、接続してご予約ください。

	申込受付日程等	書類の提出方法等
1次募集	令和8年11月6日（金）から 令和8年12月4日（金）まで ※申込みを取り下げる場合は、「入所（転所）申込取下届」をご提出ください。令和9年1月8日（金）到着分まで受理します。 **＜不足書類提出期限等＞** ・提出期限 ： 令和8年12月18日（金）まで ・提 出 先 ： こども保育課【電子申請または郵送（提出期限当日消印有効）】 ※不足書類の受付のみとなります。希望園の追加および変更は出来ません。	①電子申請（ちば電子申請サービスまたはマイナポータル） ②こども保育課へ郵送（締切日当日消印有効） ※こども保育課窓口で提出したい方は事前予約をしてください。 ※電子申請の方法や詳細は16～17ページをご確認ください。 ※電子申請の場合、締切日23時59分受信分まで有効です。 ※郵送の場合、申込締切日の翌日以降の消印の申込みについては、2次募集として利用調整をいたします。 ※習志野市外からの4月申込みは、1次募集で提出してください。2次募集での申込みについては、5月募集として利用調整をいたします。（転入予定を除く）
2次募集	令和8年12月 7日（月）から 令和9年 1月29日（金）まで （1次募集で定員に満たなかった入所枠について選考します。） **※1次募集で申込みをした方の要件書類等の変更、または追加の提出についても、同日の締切となります。** ※申込みを取り下げる場合は、「入所（転所）申込取下届」をご提出ください。令和9年2月17日（水）到着分まで受理します。	①電子申請（ちば電子申請サービスまたはマイナポータル） ②こども保育課へ郵送（締切日当日消印有効） ③こども保育課窓口 ※電子申請の方法や詳細は16～17ページをご確認ください。 ※電子申請の場合、締切日23時59分受信分まで有効です。 ※郵送の場合、申込締切日の翌日以降の消印の申込みについては、5月申込として利用調整をいたします。 ※育児休業の延長も許容できる方の申込みは、2次募集となります。 **※1次選考にて入所不承諾となった方は、追加の申込は不要で2次選考も行います。**
結果通知	1次：令和9年2月上旬発送予定 2次：令和9年3月上旬発送予定	選考結果にかかわらず、郵送にて通知します。 ※1次選考結果通知時に、1次選考終了時点の受け入れ可能枠についてお知らせします。その後、**一定期間に限り希望施設および兄弟申込区分の変更のみ受け付けます。（2次募集から申込みされた方を含む。）**
入所説明会	1次：令和9年2月下旬以降 2次：令和9年3月中旬以降	日程は選考結果に併せて通知します。

【看護師・保育士による面談を希望される児童の申込みについて】

申込児童が障害者手帳を所持している場合や、医療的ケアが必要な場合、あるいは健康状況等に不安があり看護師・保育士による面談を希望される場合は、**こども保育課窓口で相談を受け付けます。(この場合は、電話による事前予約が必要です)**

＜面談希望者の受付日(4月1次募集)＞:令和8年11月24日(火)、11月30日(月)のいずれか

※医療的ケアが必要な児童は、必ず1次募集でお申込みください。(こども保育課窓口で申込書を受け付けます)

※4月2次募集以降で看護師・保育士面談を希望される場合は、別途日程を調整するため、事前にこども保育課にご相談ください。

※申込受付後に、市から看護師・保育士面談を依頼することがありますので、ご承知おきください。

2) 令和9年5月～令和10年3月入所申込み

	申込受付日程等	書類の提出方法等
募集	**入所申込みの相談** 窓口での相談に予約は不要です。 なお、令和10年1月～3月と令和10年度4月申込を併願する場合は予約が必要です。 **通常の入所申込み日程について** **入所希望月の前々月6日から前月5日までの間** (ただし市役所が休みの場合は翌開庁日から前開庁日まで) 例①:5月入所希望 ⇒令和9年3月8日(月)から4月5日(月)までの申込み 例②:6月入所希望 ⇒令和9年4月6日(火)から4月30日(金)までの申込み **医療的ケアが必要な児童の入所申込み日程について** ※医療的ケアが必要な児童については、申込みを受け付ける日程が異なります。 5月入所希望 ⇒令和8年12月7日(月)から令和9年1月29日(金)までの申込み 6月～12月入所希望 3か月前の6日から2か月前の5日まで (ただし窓口、郵送受付は市役所が休みの場合は翌開庁日から前開庁日まで) 例①:6月入所希望 ⇒令和9年3月8日(月)から4月5日(月)までの申込み 例②:12月入所希望 ⇒ 令和9年9月6日(月)から10月5日(火)までの申込み 令和10年1月～3月入所希望 ⇒令和9年10月6日(水)から11月5日(金)までの申込み	①電子申請(ちば電子申請サービスまたはマイナポータル) ②こども保育課へ郵送(締切日必着) ③こども保育課窓口 ※電子申請の方法や詳細は16～17ページをご確認ください。 ※電子申請の場合、締切日23時59分受信分まで有効です。 ※郵送は締切日必着です。申込締切日の翌日以降の到着の申込みは、翌月申込みとして利用調整をいたします。 なお、到着の受け付けは、市役所開庁日のみです。
結果通知	入所希望月の前月20日頃	郵送にて選考結果を通知します。 ※入所が内定した方には、事前に電話でご連絡します。
入所面接	内定先の保育施設で面接を行い、集団保育可能と認められた場合、翌月1日より入所となります。	各認可保育施設

3） 育児休業からの復職に伴う申込み

(1)育児休業から復職する際の条件

育児休業から復職することを前提に、保育所入所申込みをされる方は、**以下の条件①～③のすべてを満たして復職する必要があります。条件を満たさずに復職した場合や復職せずに転職した場合は、入所承諾の辞退または退園となる場合があります**のでご注意ください。また、「育児休業後復職誓約書」を必ずご提出ください。「育児休業後復職誓約書」の提出がない場合は、復職する意思が無いものとみなし、求職活動中として利用調整を行います。

育児休業から復職後の就労の契約条件(就労日数・就労時間)について、職場とよく相談をしてからお申込みください。復職後に勤務の契約条件が変わる可能性がある場合は、その契約条件が記載された就労証明書をご提出ください。

認可保育施設入所後は職場へ復帰したことを確認するため、**入所月翌月中旬頃まで**に復職後の就労証明書の提出が必要です。

条件① 同じ事業所に復職すること

必ず、育児休業を取得した事業所へ復職してください。育児休業を取得した事業所に復職せずに退職し、別の会社へ転職する場合は、同じ契約条件であっても、育児休業からの復職条件①にはあてはまりません。必ず、入所申込みのときに提出した就労証明書に記載されている事業所に復職してください。ただし、事業所の倒産や閉鎖、派遣先が見つからないなど、会社都合により復職ができない場合は、事前にこども保育課へご相談ください。

例1. 就労の契約条件(就労日数・就労時間)は変わらないまま、育児休業から復職する場合

	可否	申込み時の状態	入所後の復職先
ア	○	A社で育児休業を取得中	A社に復職
イ	○	A社で育児休業を取得中	A社に復職後、翌月からB社へ転職
ウ	×	A社で育児休業を取得中	A社に復職せずにB社へ転職

→イの場合、申込時に提出した就労証明書に記載の事業所に復職し、復職月に64時間以上の就労を満たせば復職月の翌月から転職が可能。

例2. 派遣社員の方が就労の契約条件(就労日数・就労時間)は変わらないまま、育児休業から復職する場合

◆派遣元C社に雇用され、派遣先D社で勤務している方が、育児休業を取得しているケース

	可否	申込み時の状態	入所後の復職先
エ	○	派遣元C社で育児休業を取得中	派遣元C社に復職し、派遣先D社で勤務
オ	○	派遣元C社で育児休業を取得中	派遣元C社に復職し、派遣先E社で勤務
カ	×	派遣元C社で育児休業を取得中	派遣元C社に復職せず、派遣元F社で雇用され、派遣先D社で勤務

→カの場合は、派遣元を変えてしまっているため復職には該当しません。オのように派遣先が変わるのは問題ありません。

条件② 同じ契約条件で復職すること

必ず、入所申込みのときに提出した就労証明書に記載の契約条件と同じまたはそれ以上の契約条件で復職してください。

育児休業から復職後に雇用契約の日数および時間数が減ってしまった場合、利用調整の基準点に影響がありますので、入所承諾の辞退または退園となる場合があります。ただし、会社都合により同じ契約条件で復職ができない場合は、契約条件を変更する前にこども保育課へご相談ください。

なお、契約条件は変更せずに、育児のための短時間勤務制度を利用して就労時間等を短縮する場合は問題ありません。

例3. 契約条件を変更して、育児休業から復職する場合

	可否	申込み時の状態	入所後の復職先
キ	○	A社で育児休業を取得中	就労証明書どおりの契約条件で、A社に復職
ク	○	A社で育児休業を取得中	育児のための短時間勤務制度を利用して、A社に復職
ケ	×	A社で育児休業を取得中	就労証明書よりも短い日数・時間に契約条件を変更して、A社に復職

例4. 派遣社員の方が派遣先での勤務条件が変更になる場合

◆派遣元C社に雇用され、派遣先D社で週4日、1日8時間で勤務している方が、育児休業を取得しているケース

	可否	申込み時の状態	入所後の復職先
コ	○	派遣元C社で育児休業を取得中	派遣元C社に復職し、派遣先D社で週4日、1日8時間勤務
サ	○	派遣元C社で育児休業を取得中	派遣元C社に復職し、派遣先E社で週5日、1日8時間勤務に変更
シ	×	派遣元C社で育児休業を取得中	派遣元C社に復職し、派遣先D社で週4日、1日7時間勤務に変更

条件③ 入所承諾となった利用開始月の翌月10日までに復職すること

条件①と②を満たしたうえで、利用開始月の翌月10日までに復職をしてください。なお、10日が勤務日でない場合は、**前勤務日となります。**産休明け保育の場合は、入所日から7日以内に復職をしてください。

【復職日例】**利用開始月が4月の場合 → 5月9日まで育児休業、5月10日が復職の期限**

（2）入所申込書⑦の『直ちに復職希望』と『育児休業の延長も許容できる』の違い

① 『直ちに復職希望』に☑をした場合

・利用調整の優先順位を下げることなく、利用調整を行います。入所承諾決定後は利用開始月の翌月10日までに復職していただきます。

・申込書⑧1. のいずれの欄にも「✓」がない場合、翌月以降の申込みは継続するものとして扱います。

・『育児休業の延長も許容できる』に変更する場合は、申込内容変更届の提出（ちば電子申請サービスでの提出可）が必要です。

② 『育児休業の延長も許容できる』に☑をした場合

・利用調整の優先順位を下げて利用調整を行いますので、認可保育施設に入所できる可能性が低くなります。

・**4月入所に限り、1次では利用調整を行わず、2次からの利用調整となります。申込みは2次募集からの受け付けです。**

・保育施設の利用意向が低い場合は、翌月以降の申込みを取り下げてくださいますようお願いいたします。ただし、勤め先から不承諾通知を毎月分求められている場合など、継続して利用調整を希望される方は入所申込書⑧1. のアに「✓」をしてください。なお、いずれの欄にも「✓」がない場合、翌月以降の申込みは継続するものとして扱います。

・「基準点および調整加点の合計が同一となった場合の優先順位」の**待機期間には含まれません。**

・入所保留を希望する申込みは受け付けていないため、『育児休業の延長も許容できる』を選択しても、入所保留を希望する旨の意思表示にはあたりません。**申込みをしている限り、希望施設に空き枠があれば入所する可能性があります。**

・『直ちに復職希望』に変更する場合は、申込内容変更届の提出（ちば電子申請サービスでの提出可）が必要です。

（3）育児休業給付金の支給対象期間の延長手続き

雇用保険法施行規則の省令改正に伴い、令和7年4月1日から育児休業給付金の延長申請を行う際の手続きが厳格化されました。**詳細については育児休業・育児休業給付金の延長手続きの申請先へ直接お問い合わせください。**

入所申込みをする際は以下の点にご留意ください。

◆入所保留を希望する申込みは受け付けておりません。

◆利用調整で認可保育施設に入りづらくなるような内容のご相談はお答えできません。

例：利用調整の指数を下げる方法を教えてほしい、人気のある認可保育施設を知りたいなど

◆入所承諾が決定した後、**入所を辞退されても、入所不承諾通知書は発行できません。**

◆入所不承諾後の利用調整については、入所申込みを取り下げる旨の届け出がない限り年度いっぱい利用調整を継続します。申込の必要がなくなった場合は入所申込取下届をご提出ください。（ちば電子申請サービスでの提出可）

◆**育児休業給付金の延長申請には、申込書類の写しの提出が必要です。申込書類の全てのページの写しを保護者ご自身でお取りいただき、保管をお願いいたします。（電子で申込みをした場合でも申請書をダウンロードすることができます。）**

◆入所不承諾通知書の有効期限は、不承諾通知書に記載のある該当月の月末までです。

（4）入所希望月の翌月以降も申込を継続し、育児休業を延長した方

育児休業から復帰する保護者を対象とした加点については、「育児休業後復職誓約書」をご提出いただき、初回申込月の申込締切日時点で育児休業中であることが必要です。それ以降は、**就労証明書に記載された育児休業の終了（予定）日の翌月入所分の利用調整までが加点の対象**です。

ただし、**4月申込みは2次募集の申込締切日まで育児休業中であることが必要です。**1次の申込締切日時点で育児休業中の場合、1次の利用調整では加点対象となりますが、育児休業期間の終了（予定）日が2次の申込締切日より前にある場合、2次の利用調整時は加点対象となりませんので、ご留意ください。

なお、**育児休業の加点が終了した方について、こども保育課から個別にお知らせはいたしません。**

例1 4月1次から入所申込をしており、育児休業終了予定日が令和9年1月28日の場合、4月1次利用調整分までは加点の対象となりますが、4月2次の利用調整分からは、4月2次の申込締切日までに育児休業延長後の就労証明書の提出がない限り、加点の対象とはなりません。

例2 6月の入所申込をしており、育児休業終了予定日が6月10日の場合、7月利用調整分までは加点の対象となりますが、8月の利用調整からは、8月の申込締切日までに育児休業延長後の就労証明書の提出がない限り、加点の対象とはなりません。

4）育児休業継続での申込み

育児休業を取得している方が、育児休業を継続しながら入所申込みをすることはできません。ただし、以下に該当する方に限り申込みをすることができます。

・申込締切日時点で、すでに市外の認可保育施設に「育児休業継続」の要件でお通いの方

・申込締切日時点で、すでに認可外保育施設（企業主導型保育事業含む）に「育児休業継続」の要件でお通いの方

・申込締切日時点で、すでに「育児休業継続」の要件で施設等利用給付認定を受けて保育施設にお通いの方

※下のお子様の育児休業取得前から市外の認可保育施設または認可外保育施設に入園しており、育児休業取得後も継続して通っている児童に限ります。また、**習志野市の認可保育施設に切れ目なく通うことが条件**になります。

※「育児休業継続」の要件で通っていることを確認するため、支給認定証または認定通知書の写しをご提出ください。

5）産休明け保育（生後57日目～4か月未満児）の申込み

産休明け保育（生後57日目～4か月未満児）の入所申込期間等は、次のとおりです。

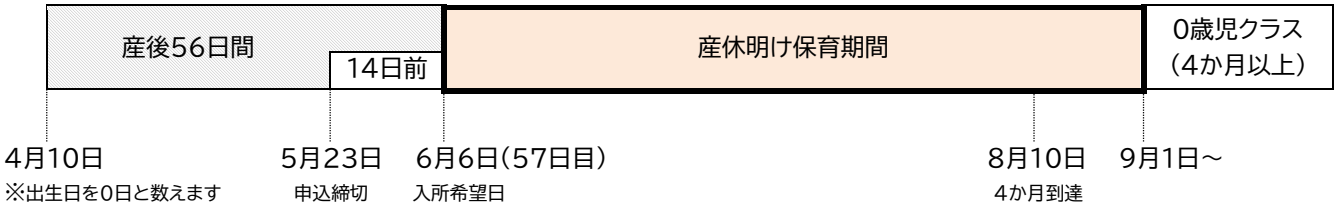
① 申込期間 ： **出生日から入所希望日の14日前まで**
② 選　　考 ： 入所申込期間が満了した日の翌日
③ 結　　果 ： 選考終了後2～3日で通知

なお、求職中、市外在住の方（転入予定の場合を除く）は申込みできません。

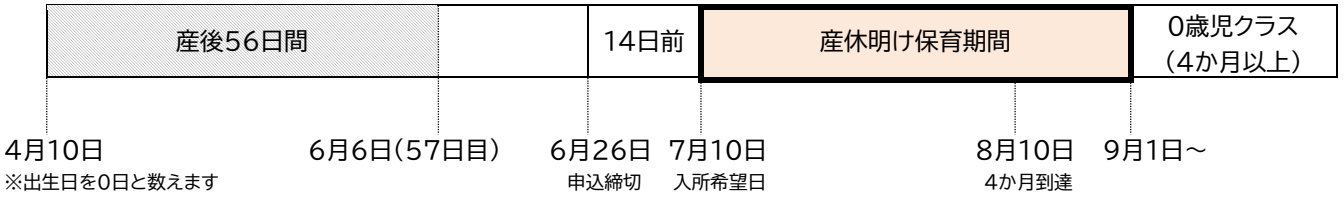
【注意事項】

① 産後休業・育児休業からの復帰に伴う申込みの場合、**原則、入所日から7日以内に復職していただくことが条件となります。**
② 産休明け保育期間の利用時間は、午前8時30分～午後5時00分まで（※）となります。
※午後4時30分以降は保育標準時間認定を受けた方のみ
③ 保育施設入所承諾後、母子手帳の写し（直近の健診のページ）をご提出いただきます。健康状況が確認できない場合、医師が記入した「入所時健康診断書」をご提出いただきます。

例）4月10日が出生日で生後57日目である6月6日からの入所を希望する場合



例）4月10日が出生日で生後3か月目である7月10日からの入所を希望する場合



6）医療的ケアが必要な児童の申込み

医療的ケアを必要とする児童が、保育施設において、健康で安全な生活を維持するため、医療的ケアを行います。
医療的ケアが必要な児童の申込みにあたっては、必ず事前にこども保育課にご相談ください。
私立施設への入所を希望する場合、必要な医療的ケアを実施できる体制が整っているか、必ず事前に希望施設へ確認してください。
なお、申込受付期間が、通常の申込みとは異なります。詳細の日程は、案内3～4ページをご確認ください。
※4月入所申込については、1次募集のみの受け付けとなります。

【公立施設の場合】

・実施できるケア：①喀痰吸引、②経管栄養、③人工肛門排泄物処理、④その他検討委員会にて保育施設等で実施が可能と判断され、市長が必要と認める医療的ケア
・利用時間：土曜日を除く、午前8時30分～午後5時00分（午後4時30分以降は保育標準時間認定を受けた方のみ）
申込時に、医療的ケアの実施依頼について申請をしていただくとともに、看護師等による面談を行います。
また、その際に医療的ケアの実施条件、今後の流れについて説明します。
医療的ケアの実施にあたっては、主治医の意見書（市の様式）により、主治医が保育施設内での「集団保育」および「医療的ケアの実施」が可能であると認めていることが必要となります。この場合、利用調整を行う前に、医療的ケア実施検討会議において、保育施設における医療的ケアの実施について承諾・不承諾を決定します。
その後、利用調整を行いますので、医療的ケアの実施が承諾となった場合でも、利用調整により不承諾となる場合や、医療的ケアの実施にあたっては担当看護師等の配置や環境の整備等が必要となるため、状況によっては不承諾（入所保留）となる場合がありますので、ご理解ください。

7）習志野市外からの申込み（習志野市外にお住まいの方が習志野市の保育施設を希望する場合）

	転入予定あり	転入予定なし
必要書類	・習志野市様式の申込書類一式 ※9～10ページ参照 （習志野市ホームページからダウンロード可） ・転入手続きに関する誓約書 ・市区町村民税（非）課税証明書（10ページ下段参照） ・在園証明書（認可保育施設等に在園している場合） ・支給認定証の写し（育児休業継続要件で認可保育施設等に在園している場合） ・同居・別居を問わず、転入後に同住所に住む18歳以上65歳未満の方の要件書類	・お住まいの市区町村の申込書類一式 ・市区町村民税（非）課税証明書（10ページ下段参照） ・通勤（通学）経路上であることが確認できるもの（定期券の写しなど）【該当者のみ】 ・支給認定証の写し（育児休業継続要件で認可保育施設等に在園している場合） ・同居・別居を問わず、申込世帯と同住所に住む18 歳以上 65 歳未満の方の要件書類 ・下記書類は習志野市様式のもの【該当者のみ】 **育児休業後復職誓約書** 保育施設等利用証明書
受付	習志野市こども保育課	お住まいの市区町村の担当窓口
受付締切	表紙の「申込受付期間」参照	**入所希望月の習志野市の締切日に習志野市必着** 【注意事項参照】
選考	習志野市にて実施	
結果通知	習志野市から	お住まいの市区町村から
転入後の手続き	習志野市こども保育課で改めて**給付認定の申請が必要**となるため、窓口へお越しください。	

【注意事項】

●転入予定あり

・**入所承諾月1日までに本市へ住民登録をしていない場合、利用の内定が取消**となります。

・**入所承諾（不承諾）通知書の発行は、習志野市への転入手続きが済んだ後、給付認定の申請をしてからの発行となります。**
転入手続きをしていない方への発行はできません。

●転入予定なし

・**産休明け保育（4か月未満児）、求職活動要件、育児休業の延長も許容できる保護者のお申込みはできません。**

・**育児休業からの復職でのお申し込みは、必ず「育児休業後復職誓約書」を提出してください。提出がない場合は、復職する意思が無いものとみなして求職活動要件扱いとし、審査いたしません。**

・必要書類は、お住まいの自治体から習志野市へ郵送され、習志野市への到着日が受付日となります。習志野市の申込受付期間後に到着した場合、翌月以降の利用調整となるため、余裕をもってお住まいの自治体へご提出ください。
なお、4月の受付期間は1次募集の期間となりますので、ご注意ください。

・申込可能な児童は、次のア～エのいずれかに該当する場合に限ります。
ア. 隣接市（千葉市、船橋市、八千代市）在住者
イ. 保護者の勤務先（通学先）が習志野市内にある、または習志野市が通勤（通学）経路上にある（保護者のいずれかで可）
ウ. 保護者の里帰り出産
エ. 転出者のうち本市内の保育所等への継続利用希望者
なお、利用調整（入所選考）は、市内在住（転入予定含む）の方の利用調整後の選考となります（4月は2次選考から）。

8）習志野市外への申込み（習志野市民の方が市外の保育施設を希望する場合）

申込み前に入所希望保育施設のある市区町村に次の事項を確認してください。①必要書類 ②申込期間 ③申込み条件等の注意点
その際、習志野市在住であること、および転出予定の有無について必ずお伝えください。

	転出予定あり	転出予定なし
必要書類	・転出先市区町村が必要とする申込書類一式	・習志野市様式の申込書類一式 ※9～10ページ参照 （習志野市ホームページからダウンロード可） ・習志野市様式の管外保育所等入所希望申出書 ・その他入所希望保育施設のある市区町村が必要とする書類
受付	書類の提出は転出先の市区町村の担当窓口です。 詳細は転出先へお問い合わせください。	習志野市こども保育課
受付締切		**入所希望保育施設のある市区町村の締切日の約1週間前までに、** 必要書類一式をご提出ください。
選考		入所希望施設のある市区町村にて実施
結果通知		習志野市から

【注意事項】

〇受付締切日以降の申込みは翌月以降の利用調整となる場合がありますので、余裕をもってお申込みください。

〇利用調整は、入所希望施設が所在する市区町村が行います。申込書類の記載不備や必要書類が不足していた場合、利用調整において不利になることがありますので、必要書類等についてよくご確認ください。

4. 必要書類

こども保育課窓口での申込み：下記の必要書類をお持ちのうえ、お越しください。
郵送での申込み：申込締切日等にご注意のうえ、必要書類一式をこども保育課宛てに送付してください。
電子申請での申込み：申込締切日等にご注意のうえ、必要書類一式をデータで添付し、申請してください。
なお、各種証明書の証明内容については、発行元に問い合わせる場合がありますのでご了承ください。

◆の書類は、原則、習志野市こども保育課指定の様式（市ホームページからダウンロードできます）。
兄弟姉妹併用可の欄に◎のある書類は、兄弟姉妹で併用可。また、申込書など兄弟姉妹で記載内容が重複する部分はコピーで代用可。

		必要な書類				✔欄		兄弟姉妹併用可
共通	1	◆教育・保育給付認定・変更申請書（2号・3号認定用）兼保育所等入所申込書				□		
	2	◆健康状況調査票				□		
	3	◆状況調査票				□		
	4	◆同意書（兄弟姉妹同時申込みの場合に限り、児童氏名連名可）				□		◎
	5	◆提出書類確認票				□		
	6	マイナンバー確認書類の写し（保護者全員分）				父	母	◎
		いずれか①～③	①マイナンバーカード（両面）			□	□	
			②個人番号の通知カード			□	□	
			③個人番号記載の住民票の写し　または　住民票記載事項証明書			□	□	
		保護者の本人確認書類の写し･･･②、③を提出する場合（11ページ参照） （運転免許証・パスポート　等）				□	□	◎
父母ともに、いずれか1つ以上	7	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書（保護者全員分）				父	母	◎
		①	就労	会社勤め（被雇用者）	就労証明書（国が定める標準的な様式）	□	□	
				育児休業取得中 （入所後翌月10日までに復職）	1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2.◆育児休業後復職誓約書	□	□	
				自営業	1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2.自営業の実績確認ができる資料（いずれか一つ） …確定申告書（写）、個人事業の開業届出書（写）、 商業・法人登記履歴事項全部証明書（写）　等	□	□	
				内職	1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2.契約書の写し	□	□	
				採用内定有り	就労証明書（国が定める標準的な様式） （初月の就労時間が64時間以上の場合のみ）	□	□	
		②	出産前後		出産（予定）児の母子手帳の予定日ページの写し		□	
		③	疾病　または　障がい		◆医師の診断書　または　障害者手帳等（※）の写し	□	□	
		④	親族の介護・看護		1. ◆介護・看護を受ける親族の診断書　または 障害者手帳等（※）の写し 2.◆介護・看護状況調査票	□	□	
		⑤	被災家庭		罹災証明書　等	□	□	
		⑥	求職活動中		書類の提出は必要ありません。	□	□	
		⑦	就　学		1. 在学（受講）証明書（学生証等）または合格（受講決定）通知書の写し 2.カリキュラムの写し	□	□	
		⑧	育児休業継続		1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2.◆保育施設等利用証明書 3.◆育児休業に伴う継続利用申込書 4. 支給認定証の写し	□	□	

※　身体障害者手帳（手帳1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳（A・B－1・B－2）、介護保険被保険者証（要介護1～5）

＜申込書類等の注意点＞

- 育児休業から復帰し認可外保育施設等の利用を開始した場合は保育施設等利用証明書をご提出ください。
- **申込締切日時点での提出書類で利用調整（入所選考）を行います。**書類の提出がない場合、利用調整上、不利になることがあります。**提出した書類について変更があった場合は、変更後の書類を提出していただく必要があります。**
- 勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先について就労証明書をご提出ください。
- 自営業の実績確認ができる資料の提出がない場合、求職活動中として利用調整を行います。

＜状況によって必要な書類＞

状況によって必要な書類			✔欄	兄弟姉妹併用可
申込児童の状況	認可外保育施設・職場内託児所を月極契約等により月64時間以上利用している場合	◆保育施設等利用証明書	□	
	ベビーシッターを月64時間以上利用している場合 （1か月以上の利用実績が確認できること）	◆保育施設等利用証明書 （1か月以上の実績および翌月以降の契約が確認できること）	□	
	幼稚園の預かり保育・一時保育・ファミリーサポートセンター・ベビーシッターを合わせて月64時間以上利用している場合 （1か月以上の利用実績が確認できること）	1. ◆保育施設等利用証明書 2. 援助活動報告書（ファミリーサポート利用者のみ）	□	
	申込児童が障害者手帳等を持っている場合	障害者手帳等（※）の写し	□	◎
家庭の状況	同居世帯に申込児童以外の在宅障がい者（児）がいる場合	障害者手帳等（※）の写し	□	◎
	ひとり親家庭の場合	戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し　または 離婚受理証明書（後日戸籍謄本の提出が必要）	□	◎
	同居または別居であることを問わず、申込み世帯と同住所に住んでいる18歳以上65歳未満の親族等がいる場合 ※昭和37年4月2日～平成21年4月1日生まれの方が対象	左記に記載の親族等が児童を保育することができないことを証明する各種証明書 （9ページ8の保護者と同様の様式）	□	◎
	児童の兄姉が幼稚園等に通園している場合 （習志野市内の施設に通園している場合は不要）	在園証明書	□	◎
	生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書	□	◎
その他	市内の認可保育施設または幼稚園で保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・支援員として勤務する場合 （月120時間（休憩時間除く）以上の勤務を要する）	1.◆習志野市保育士等就労に関する誓約書 2.保育士証・幼稚園教諭免許状・看護師免許証の写し （こども園の場合は保育士証および幼稚園教諭免許状の写しが必要）	□	◎
	保護者が解雇・倒産により離職し求職中（内定含む）の状況で、離職日の属する月の翌月から2か月以内の場合	解雇通知、離職票等、失業理由を確認できる証明書	□	◎
	転入に伴い、本市の保育施設を希望する場合 （詳細は8ページをご確認ください）	1.◆転入手続きに関する誓約書 2.在園証明書（認可保育施設等に在園している場合） 3. 市区町村民税（非）課税証明書	□	◎
	市外の保育施設を希望する場合	1.◆管外保育所等入所希望申出書 2.その他申込み先の市区町村が定める書類	□	◎
	保護者やお子様が外国籍の方	在留カード（表裏写し）、特別永住者証明書、 資格外活動許可証（写し）　いずれか一つ	父 □ 母 □ 子 □	◎

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し、特別児童扶養手当受給証明書の写し、国民年金の障害基礎年金の証書の写しのいずれか

保護者の状況	必要な証明書 **（いずれも収入額・全ての控除額が記載されたもの）**		父	母	兄弟姉妹併用可
各申込締切日時点で習志野市外に在住の方	令和9年4月～8月入所	令和8年度市区町村民税（非）課税証明書	□	□	◎
	令和9年9月～令和10年3月入所	令和9年度市区町村民税（非）課税証明書	□	□	
住民税の未申告等やご家庭等の特別な事情がある方で税額の確認ができない方	令和9年4月～8月入所	税申告をしたうえで、 令和8年度市区町村民税（非）課税証明書	□	□	
	令和9年9月～令和10年3月入所	税申告をしたうえで、 令和9年度市区町村民税（非）課税証明書	□	□	
国内に住民票がない期間があったことから税額の確認ができない方 ※ご不明な方は、お問い合わせください。	※円レートに換算して算出するため、**実際に支給された通貨単位**でご提出ください。				
	令和9年4月～8月入所	・勤務先で発行する源泉徴収票　または ・勤務先で発行する収入証明書等 ※令和7年１月１日～令和7年12月31日の期間の証明	□	□	
	令和9年9月～令和10年3月入所	・勤務先で発行する源泉徴収票　または ・勤務先で発行する収入証明書等 ※令和8年1月1日～令和8年12月31日の期間の証明	□	□	

※申込書に記載のある住所にて市区町村民税所得割額の確認をするため、住所の記載漏れや記載誤り等により確認ができなかった場合は（非）課税証明書の提出が必要となることもありますのでご注意ください。

※住民税の未申告により市区町村民税所得割額が確認できない場合や（非）課税証明書の提出が必要な方にも関わらず未提出の場合には、利用調整において不利となることがあります。

※国外で就労等しておらず、収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書をご提出ください。

5. マイナンバー確認等について

1）個人番号(マイナンバー)の記載について

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、保育施設の入所申込み手続きにおいて個人番号(マイナンバー)の記載および個人番号カードもしくは通知カードにてマイナンバーの提供が必要になります。

●記載が必要な方

入所を希望する児童および保護者(**父母ともに必要**)

●申込時にマイナンバー確認書類の提出が必要な方

入所を希望する児童の保護者(**父母ともに必要**)

●マイナンバー確認書類

入所申込みの際は、マイナンバーおよび本人確認を行います。以下の必要書類をご提出ください。

2）個人番号(マイナンバー)確認書類および本人確認書類

◆顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方は、その写し(両面)をご提出ください。

◆顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方は、下表に記載の【A】+【B】の書類をご提出ください。

【A】個人番号確認書類	【B】本人確認書類	
	顔写真付き身分証明書(1点で可)	その他本人確認書類(2点必要)
□通知カード　※1 (記載された氏名、住所等が住民票に記載された事項と一致してる場合のみ。**【B】本人確認書類が必要**) □個人番号が記載された住民票等 (**【B】本人確認書類が必要**)	□運転免許証 □パスポート □身体障害者手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □療育手帳 □在留カードまたは特別永住者証明書 □その他官公署発行の顔写真付き身分証明書等で氏名、生年月日および住所の記載があるもの	□各種健康保険の資格確認書 □年金手帳　※2 □児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 □介護保険被保険者証 □その他官公署からの発行書類で氏名および生年月日または住所の記載があるもの

●すべての確認書類について、住所変更等の裏面記載がある場合は両面の写しをご提出ください。

※1 個人番号の通知カードの発行は、令和2年5月25日に廃止されました。5月25日以降に住所、氏名等に変更がある場合は、通知カードを個人番号確認書類として使用することはできません。

※2 年金手帳の発行は、令和4年4月1日に廃止されました。同年4月1日以降に発行された基礎年金番号通知書は、本人確認書類として使用することができません。



6. 利用調整（入所選考）と結果通知

1） 利用調整の方法

保育の必要性の度合を総合的に判断し、利用調整を行い入所の可否を決定します。
なお、利用調整にあたっては、下記のとおり、家庭ごとに保育の必要性の度合を指数化します。
利用調整は、4月1次は1月下旬、4月2次は2月下旬、5月～3月は入所希望月の前月10日ごろに行います。

・ 基準点（保護者の状況点） ※要件は父母いずれか1つ

提出された書類をもとに、保護者の就労状況や病気・心身の障がいの程度、家庭状況等を確認し、保護者それぞれの保育の必要性の度合を指数化し、合算します。（この合算した数値が基準点となります。）
なお、申込時の状況が入所決定後も継続するものとして利用調整を行います。入所（転所）月は、申込時の状況と同条件を確保していただきます（求職活動中を除く）。**入所（転所）月に利用調整時の基準に基づく要件または指数が変更となった場合（退職、転職、就労日数・時間を減らす等）は、退所となる場合がありますので、ご注意ください。（育児休業からの復職に伴う申込みの場合は、5ページをご確認ください。）**

・ 調整加点

申込み時の①児童の状況、②兄弟申込、③転所、④その他の状況に応じて、調整加点の加算・減算をします。
※原則、証明書等により状況が確認できる場合のみ加点の対象となります。
➢ 指数の基準については、13ページの 3)「習志野市保育所利用調整基準早見表」をご覧ください。
➢ 利用調整については、24ページの「よくあるQ&A 1）入所申込みについて」もご参照ください。
「習志野市保育所利用調整基準早見表」の「1. 基準点」と「2. 調整加点」の合計指数が高い方から順に、希望保育施設への利用調整を行います。

2） 結果通知の方法等

＜入所承諾となった場合＞

令和9年4月入所分については、郵送にて通知します。
令和9年5月～令和10年3月入所分については、入所希望月の前月20日頃に電話連絡および郵送にて通知します。
※ 入所承諾後、「保育を必要とする事由（入所申込みの要件）」が申込み時と異なっている場合や、記載内容等に虚偽があった場合には、入所を辞退していただくことがあります。

＜入所保留（不承諾）となった場合＞

結果の通知は、入所希望月に関わらず郵送となります。
また、利用調整の結果、入所保留（不承諾）となる場合の結果通知は、希望がない限り初回申込月のみ送付します。
※特定の月または毎月分の結果通知が必要な場合は、提出書類確認票（裏面上部）にご記入ください。

＜習志野市へ転入予定あり（なし）で申込みをした場合＞

転入予定あり
習志野市へ転入予定で入所申込をした方の結果については、入所承諾または入所不承諾である旨が記載されたお知らせ文を送付します。入所承諾（不承諾）通知書については、習志野市への転入手続きが済んだ後、こども保育課で給付認定の申請を受けてからの発行となります。転入をしていない方への発行はできません。

転入予定なし
利用調整は習志野市が行いますが、結果の通知はお住まいの市区町村が行います。習志野市からお住まいの市区町村へ結果を通知した後に、お住まいの市区町村から申請者に結果の通知がされるため時間を要します。結果に関するお問い合わせは、個人情報保護の観点からお答えはできませんのでご了承ください。

＜習志野市外の施設の利用申込みをした場合＞

習志野市外の施設の利用調整は、利用を希望する施設が所在する自治体が行います。結果の通知については、利用希望先の自治体から習志野市へ結果が通知された後に、習志野市から申請者に結果の通知をするため時間を要します。結果に関するお問い合わせは、利用を希望する施設が所在する自治体に直接お問い合わせください。本市からはお答えできませんので、ご了承ください。

＜申込みの扱いについて＞

入所申込書は、令和9年度中に限り有効なものとして扱います。この際、入所申込書⑧1.「ア.翌月以降も申込みを継続する」に「✓」をした場合、令和9年度中は毎月継続して利用調整を行います。
なお、入所申込の要件がなくなった場合（他自治体への転出、出産前後要件の消滅等）は、申込みを取下げたものと扱います。この際、市から申込みを取下げ扱いとした旨の連絡はいたしませんので、ご承知おきください。

3)習志野市保育所等利用調整基準早見表

令和9年度入所希望用

1. 基準点(父母それぞれの指数を合算する。)

項　目			指数
就労	勤務日数月20日以上	1日8時間以上の就労	25
		1日7時間以上の就労	23
		1日6時間以上の就労	21
		1日5時間以上の就労	19
		1日4時間以上の就労	17
	勤務日数月16日以上	1日8時間以上の就労	21
		1日7時間以上の就労	19
		1日6時間以上の就労	17
		1日5時間以上の就労	15
		1日4時間以上の就労	13
	上記以外で月64時間以上の就労		11
出産前後	出産予定日の2か月前(多胎妊娠の場合は4か月前)の月初から、出産日から起算して57日目が属する月の末日まで		23
疾病・障がい	1か月以上の入院(要診断書)		25
	就床安静を要する場合(要診断書)		25
	介護・付添いが必要である場合(要診断書)		23
	家事・身辺処理程度はできる場合(要診断書)		19
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級		25
	療育手帳B-1、精神障害者保健福祉手帳2級		23
	身体障害者手帳3・4級、療育手帳B-2、精神障害者保健福祉手帳3級		19
親族の介護・看護	就床安静を要する親族の介護・看護(要診断書)		25
	介護・付添いが必要である親族の介護・看護(要診断書)		21
	家事・身辺処理程度はできる親族の介護・看護(要診断書)		17
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付または要介護3から5までの認定を受けている親族の介護・看護		25
	療育手帳B-1、精神障害者保健福祉手帳2級の交付または要介護1から2までの認定を受けている親族の介護・看護		21
	身体障害者手帳3・4級、療育手帳B-2、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている親族の介護・看護		17
	※別居親族の介護・看護の場合		11
災害復旧	被災家庭(罹災証明書等)		25
就学	就学・就労に係る技能取得等(週5日以上かつ40時間以上の通学)		21
	就学・就労に係る技能取得等(週4日以上かつ30時間以上の通学)		17
	就学・就労に係る技能取得等(週3日以上かつ20時間以上の通学)		13
	就学・就労に係る技能取得等(月64時間以上)		11
育児休業継続	認可保育所等を利用している者の転所申込(弟妹の新規申込が育児休業の延長を許容できる場合または申込がない場合)		0
	既に育児休業継続要件で認可外保育施設(企業主導型保育事業含む)を利用している者の新規申込		0
	既に育児休業継続要件で市外認可保育施設等を利用している者の新規申込		0
その他	死亡・失踪・離婚(調停中含む)・未婚・拘禁・DV等(要証明書)		25
	求職中(認可保育所等への入所後、2か月以内に就労を開始する)		5

補足(利用調整の考え方等について)

①「認可保育所等」とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を指す。

②令和9年度利用調整においては、令和9年4月1日時点の年齢を基準として利用調整を行う。

③保護者の基準点において、複数の要件に該当する場合は、最も要件の比率が高い区分の指数を適用する。

④勤務時間は、契約時間とし休憩時間を含む。

⑤調整加点の①の区分は、いずれか1つのみ加点とする。調整加点の②、③、④の各項目については複数該当可。

⑥転所申込の中学校区のうち第七中学区については、谷津南小学区(谷津3丁目1番)と秋津小・香澄小学区で2つに分け、それぞれ別の中学校区として取り扱う。

2. 調整加点

項　目		指数
①児童の状況	産後休暇・育児休業から復帰する保護者が保育（要誓約書）	2
	市外の認可保育所等入所中（転入予定の場合）	2
	認可外保育施設・職場内託児所・ベビーシッターを月64時間以上の契約で利用（要証明書）	2
	幼稚園の預かり保育・一時保育・ファミリーサポートセンター・ベビーシッターを合わせて月64時間以上利用（要証明書）	1
	市内認可保育所等入所中（転所申込者）	0
②兄弟申込	兄弟姉妹が既に市内認可保育所等に入所しており、入所希望月以降も継続して入所している場合（転所申込の場合を除く） ※兄弟姉妹が入所している施設（または進級先施設または転所希望施設）を第1希望としている場合（兄弟姉妹と同じ施設）に限る。	2
	兄弟姉妹が同時に市内認可保育所等に申込している場合（転所申込の場合を除く）	1
	多胎児が同時に市内認可保育所等に申込している場合（転所申込の場合を除く）	1
③転所	兄弟姉妹が別々の認可保育所等に入所中の場合 ※兄弟姉妹が入所している施設（または進級先施設または転所希望施設）を第1希望としている場合（兄弟姉妹と同じ施設）に限る。	2
	居住中学校区内の認可保育所等入所中で他の認可保育所等への転所申込している場合（兄弟姉妹が別々の認可保育所等に入所中の場合は除く） ※4月転所申込に限り、2歳児までの市内認可保育所等の修了児童の進級施設への転所申込については、設定されている進級施設のみに転所を希望する場合も除く。	△2
	市外の認可保育所等に入所中（転入予定の場合を除く）の場合　※市内外併願の場合は、市内優先者のみ	1
④その他	児童虐待の防止等に関する法律第13条の3に基づく要請を受けた児童など児童福祉の観点から特に保育の必要性が高いと認められる児童	最優先
	緊急性／主たる保育者が保育できなくなった場合	20
	保育士資格・幼稚園教諭免許または看護師資格を有し、市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園で保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・支援員として月120時間（休憩時間除く）以上勤務（内定含む）する場合（誓約書等の提出要・転所申込の場合除く・父母ともに該当する場合は一方のみ加点）	15
	保育の必要性があり（要証明書）、認可外保育施設の保育を経常利用（廃止が告示された日より前から利用かつ月64時間以上の月極契約）している場合、当該施設が廃止等されることにより、保育を受けることが出来なくなることに伴う入所の申込み。ただし、廃止等される日以降、直近で申し込みが可能な月に限る。	10
	ひとり親家庭、または虐待やDVによる別居等（要証明書）	5
	委託を受けた里親家庭である場合（要証明書）	5
	自己の責めに帰すべき事由によらない解雇や倒産などで離職し求職中（内定含む）の場合（離職日の属する月の翌月から2か月間に限る、要証明書）	3
	申込児童が「1.基準点」の疾病・障がいに当たる障害者手帳または療育手帳等を有する場合（要証明書）	1
	15歳未満の児童が3人以上いる場合	1
	生活保護世帯（要証明書）	1
	単身赴任（勤務地が関東圏外または自宅より片道2時間以上の距離の場合であり、なおかつ、単身赴任の旨が就労証明書に明記されている場合に限る）	1
	保護者以外の同居の18歳以上65歳未満の親族が保育可能と認められる場合（書類未提出含む）	△1
	施設の利用の内定（承諾）を辞退し、再度、認可保育所等（辞退した施設を含む）の利用申込み（利用予定の年度内で、辞退後に最初に施設を利用するまで）	△7

3. 4月転所申込限りの調整加点（2. 調整点と重複加点）

転所	認可保育所等からの転所申込	3
	2歳児までの市内認可保育所等の修了児童について、設定されている進級施設のみへの転所申込（受託含む）	1

補足（利用調整の考え方等について）

⑦「3）習志野市保育所等利用調整基準早見表」の1、2（4月利用調整においては3を含む）を合算した指数をもって、利用調整を行う。
　なお、指数が同一となった場合は、「4）基準点および調整加点の合計が同一となった場合の優先順位」により利用調整を行う。

⑧転所希望者が転所することにより、当該転所希望者より指数の高い入所・転所希望者が希望する保育所等に入所できる場合は、上記の指数によらず先に当該転所希望者の転所について利用調整を行う。
　なお、当該転所希望者が複数いる場合には、⑦の方法で利用調整を行う。

⑨既存の認可外保育施設が認可保育所等へ移行する場合、移行が告示された日より前から当該認可外保育施設に在園（月64時間以上の月極契約により利用）している児童は移行先についてのみ最優先とする。
　また、それぞれで競合した場合には、⑦の方法で利用調整を行う。

⑩市外居住児童の申込（転入予定の場合を除く）についての利用調整は、本市に住所を有する児童についての利用調整の後に行う。
　なお、4月は2次から利用調整を行うこととし、本市に住所を有する児童の利用調整の後に行う。

⑪「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」者の利用調整は、本市に住所を有する児童、市外居住児童の利用調整の後に行う。
　なお、4月は2次から利用調整を行うこととし、本市に住所を有する児童、市外居住児童の利用調整の後に行う。

⑫4月1次における利用調整において、次の児童は上記によらず先に利用調整を行う。
・2歳児までの市内認可保育所等修了児童の進級施設への利用調整（受託含む）。ただし、進級先施設への転所希望が競合した場合は、進級先施設に兄弟姉妹が入所中の児童について先に利用調整を行い、次にその他の児童の利用調整を行う。
　また、それぞれで競合した場合には、⑦の方法で利用調整を行う。
　なお、当該修了児童のうち、受託児童（市外居住児童）については、市民の利用調整を全て終えた後に行う。

4）基準点および調整加点の合計が同一となった場合の優先順位

	項目
1	ひとり親等（死亡・失踪・離婚（調停中含む）・未婚・拘禁）またはDVによる別居等（要証明書）
2	令和4年度以降、申込児童について辞退歴がないもの
3	基準点の合算がより高いもの
4	待機期間が長い児童（転所・育休許容での入所申込除く） ※
5	習志野市内の特定教育・保育施設又は地域型保育事業を利用していない児童
6	15歳未満の児童が多い世帯
7	保育料算定に用いる世帯の市区町村民税所得割額の合計がより低い世帯
8	所得（入所希望月において保護者となる者の総所得金額等の合計額）がより低い世帯

※令和8年12月～令和9年3月の申し込みについては、利用調整のスケジュール上、令和9年4月の利用調整に優先項目としての反映が出来ません。

5）兄弟姉妹同時申込みの考え方について

入所申込書「⑥申込児童の兄弟姉妹について」を記入する際に下表を参考に選択してください。

例）入所申込みで「ナラシド」と「きらっと」のきょうだいが同時に申込みをする場合

保育所の入所希望

	第1希望	第2希望
ナラシド	A保育所	B保育所
きらっと	A保育所	B保育所

①同じ月に同じ保育所の入所（転所）のみを希望する

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	可	B保育所に承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	可	B保育所に承諾

→ 両方とも同じB保育所に入所可となったので、B保育所に承諾となる。

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	不可	不承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	可	不承諾

→ 両方とも入所可となった同じ保育所がないので、両方とも不承諾となる。

②同じ月に入所（転所）できれば、別々の保育所でも入所を希望する

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	可	A保育所に承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	可	B保育所に承諾

→ 両方とも入所可となった同じ保育所はないが、別々の保育所でも入所を希望しているので、それぞれ別の保育所に承諾となる。

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	不可	不承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	不可	不承諾

→ ナラシドがA保育所に入所可となったが、同じ月に両方とも入所することを希望しており、きらっとの入れる保育所がないため、両方とも不承諾となる。

③1人だけでも入所（転所）を希望する

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	不可	A保育所に承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	不可	不承諾

→ 同じ月に両方とも入所することは関係なく、1人だけでも入所を希望しているため、ナラシドだけ承諾となる。

（②、③を選択した場合）希望順位が下位でも良いので、同じ保育所を優先する

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	可	B保育所に承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	可	B保育所に承諾

→ 別々の保育所でも入所希望だが、下の希望順位に両方承諾となった保育所があるので、両方ともB保育所に承諾となる。

（②、③を選択した場合）別々の保育所となっても良いので、それぞれの希望順位を優先する

	第1希望	入所可否	第2希望	入所可否	結果
ナラシド	A保育所	可	B保育所	可	A保育所に承諾
きらっと	A保育所	不可	B保育所	可	B保育所に承諾

→ 下の希望順位に両方承諾となる施設はあるが、それぞれの希望順位を優先しているため、希望順位の高い施設に承諾となる。

【注意事項】

・兄弟姉妹で別々の選択肢を選んでも問題ありません。

・育児休業中で兄弟姉妹の同時申込みをする場合、「③1人だけでも入所を希望する」を選択しても問題ありませんが、<u>どちらか一方のみが入所承諾となった場合でも、入所月の翌月10日までに復職する必要があります。</u>そのため、不承諾となったお子さまの預け先（認可外保育施設等）を確保しておかないと選択できません。

・「希望順位が下位でも良いので、同じ保育所を優先する」を選択して、同じ保育所がない場合、それぞれの希望順位を優先します。

7. 申込み内容等に変更が生じた場合

申込み内容等に変更が生じた場合は、変更内容について指定の様式で届出が必要となります。

1）申込み内容に変更が生じた場合

希望施設、児童の状況などを変更する場合は「入所(転所)申込内容変更届」を各月の申込締切日までにご提出ください。
ちば電子申請サービスからの電子申請も可能です。

2）教育・保育給付認定の内容等に変更が生じた場合

保育を必要とする事由(就労状況、次のお子様の妊娠および出産等)、世帯状況などが変更になった場合についても、「入所(転所)申込内容変更届」および必要な要件書類(9～10ページ参照)をご提出ください。

例①:保育を必要とする事由を「就労」として申込みされている方が妊娠された場合、出産予定日の**2か月前(多胎妊娠の場合は4か月前)の月初**から、保育を必要とする事由が「出産前後」となります。

例②:就労の雇用契約内容(日数や時間)が変更となった場合は、最新の契約内容が記載された就労証明書をご提出ください。

※保育を必要とする事由(入所申込みの要件)等が申込み時と異なっていることが、入所承諾後に判明した場合、入所承諾を取り消すことがありますので、変更が生じた場合は速やかにお申し出ください。

8. 申込みを取り下げる場合

入所申込を取り下げる場合は、「入所(転所)申込取下届」を各月の申込締切日までにご提出ください。ただし、4月(1次)入所申込は令和9年1月8日(金)(必着)まで、4月(2次)入所申込は令和9年2月17日(水)(必着)まで提出可能です。ちば電子申請サービスからの電子申請も可能です。

9. 電子申請による申込方法

「ちば電子申請サービス」または「マイナポータル」を利用して、**24時間いつでも申請することできます。**
ただし、システムメンテナンス時は、一時的に申請ができない場合がありますのでご注意ください。
手続きごとに注意事項がありますので申請にあたってはよくお読みいただき申請をしてください。
また、申込み締切り間際など時期によってはサーバーが混み合う恐れがありますので、時間に余裕をもって申請してください。**このような障害などにより申請が完了しなかった場合の責任は負いかねます**ので、予めご了承ください。
なお、習志野市に転入予定の方を除き、習志野市に住所のない方の利用はできません。

電子申請ができる手続き

＜ちば電子申請サービス＞

・【令和9年度】教育・保育給付認定・変更申請書(2号・3号認定用)兼保育所等入所申込の提出
・【令和9年度】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業転所申込の提出
・【令和9年度】保育所等(入所(園)・転所(園))申込内容変更届の提出
・【保育所等関係】不足書類の提出
・保育所等入所の『辞退届』の提出
・保育所等入所(転所)申込みの『取下届』の提出

＜マイナポータル＞※利用にはマイナンバーカード、マイナポータルのインストールが必要です。

・【令和9年度】教育・保育給付認定・変更申請書(2号・3号認定用)兼保育所等入所申込の提出

申請にあたっての注意事項

・「保育所等入所申込」や「保育所等転所申込」では、必要項目を入力すると申請書が完成します。必要書類の添付はご自身で作成したものをデータ化(スマートフォン等で撮影やスキャン等)したものを添付してください。
・各申込みの確認後、入力されたメールアドレスに受理通知メールを送付します。不足書類があった場合、その旨記載いたしますので、必ずご確認ください。マイナポータルの場合は、マイナポータルへログインしてご確認ください。
受理通知メールおよびマイナポータルの確認不足による、不足書類等の未提出については責任を負いかねます。
・「保育所等入所申込」「保育所等転所申込」「申込内容変更届」「不足書類の提出」は、申込受付期間に応じて申込みを受け付けます。**申請は市が受信した日時を基準としますので、受付期間を過ぎた場合は、翌月の申請として扱います。**

・申込受付期限間際の申請の場合、不足書類の提出等への対応ができかねますので、期間に余裕を持ってご提出ください。なお、申込受付期間終了時点で不足書類や書類不備がある場合、利用調整の対象とならない場合があります。
・入力内容に不備が無いか、申請前に必ずご確認ください。（必須項目以外でも、該当するものは必ずご入力ください。）
・添付書類について、画像が不鮮明等で確認出来ない場合は、改めて提出を依頼することがあります。なお、申込受付期間終了時点で添付漏れ等により書類を確認できない場合、利用調整の対象とならない場合があります。
・電子申請後に、認定内容や申込内容の変更がある場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。
なお、**認定内容の変更は電子申請で手続きはできませんので、こども保育課窓口もしくは郵送（締切日必着 ※4月申込のみ締切日当日消印有効）にてお手続きください。**
・マイナポータルの操作方法等、マイナポータルについてご不明なことは、マイナポータルサイトの「よくある質問」にてご確認ください。
※育児休業を延長する可能性のある方は、育児休業給付金の申請に保育所等の入所申込書の写し（両面）が必要です。電子申請でも入所申込書をダウンロードすることができます。必ず保管をしてください。

＜ちば電子申請サービス＞

スマートフォンから申請

左の二次元バーコードをスマートフォンのカメラで読み取っていただき、ちば電子申請サービスへ接続してください。接続して『オンライン申請手続き』から検索キーワードで申請したい手続き名を検索して、対象の手続きを選択して申請をしてください。

パソコンからの申請

習志野市ホームページから以下の手順で、ちば電子申請サービスへ接続してください。
ホームページのトップ画面の検索からID検索を選択し「11658」と検索してください。
「ちば電子申請サービス【習志野市】」（外部ページ）⇒オンライン申請手続き⇒検索キーワードで「保育所」または「転所」と検索して、申請したい手続きを選択して申請をしてください。

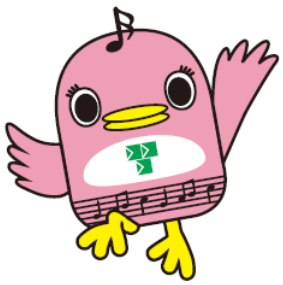
＜マイナポータル＞

申請に必要なもの

1. 申請者のマイナンバーカード（署名用電子証明書が記録されたもの）
2. マイナンバー（電子証明書付き）を読み取ることができる以下のいずれかの機器類
   （1）インターネットに接続しているパソコンとICカードリーダライタ
   （2）「マイナアプリ」をインストールしたスマートフォン

スマートフォンおよびパソコンからの申請手順

1. マイナアプリを開き、マイナンバーカードを使ってログイン。自治体設定で「千葉県」「習志野市」を選択。
2. 「🔍さがす」を選択（スマートフォンの場合は、画面下の「🔍さがす」を選択）。
3. 検索キーワードに「子育て」と入力して検索するか、カテゴリから検索の「子育て」を選択。
4. 【令和9年度】保育施設等の利用申込の「詳しく見る」を選択し、申請手続きの入力に進む。



10. 入所後について

1)保育施設の利用について

＜入所日について＞

入所日は原則、毎月1日です。入所日前の慣らし保育は行っていません。入所後の慣らし保育は、入所施設とご相談ください。

＜利用期間＞

保育施設の利用期間は、**保護者が保育を必要とする期間(給付認定期間)**で、最長で小学校就学前までです。
(市外へ転出した場合は、原則、本市に住民登録のあった月の末日まで。)

＜利用解除・停止＞

・年に1回の実態調査(現況届)等により、入所申込書類の内容に偽りが判明した時は、入所(転所)承諾決定後であっても、入所(転所)承諾決定の取り消し、または保育実施の解除(退所)となることや、保育料が変更となる場合があります。
・利用調整における公平性を確保するため、入所(転所)月は、申込時の状況と同条件を確保していただきます(求職活動中を除く)。入所(転所)月に利用調整時の基準(13～14ページ)に基づく要件または指数が変更となった場合(退職、転職、就労日数・時間を減らす等)は、正当な理由がある場合を除き、入所(転所)承諾取消または退所となる場合があります。
・入所後においても、疾病その他の事由により他の児童に影響を及ぼす恐れがある時、保育を必要としなくなった時、その他長期にわたり通所しない時等、入所継続が不適当と認められる場合は、保育の実施解除(退所)をすることがあります。
・児童が疾病により長期にわたり保育施設を欠席する場合、届出と診断書が必要になります。また、保育料が減免になる場合がありますので、必ず事前にこども保育課へお問い合わせください。
・里帰り出産に伴う欠席は原則、最長4月とし、保育料は発生します。原則、利用を休止する前に指定様式の提出が必要となります。

＜転所＞

入所後に他の保育施設への転所を希望する場合は、「転所申込書」を各月の申込締切日までに在園施設またはこども保育課にご提出ください。
・転所が決定した場合、利用中の施設に新たな入所者をご案内するため、**決定後の転所辞退はできません。**転所については十分にご検討のうえ、お申込みください。
転所申込みを取り下げる場合は、各月の申込締切日までに「入所(転所)申込取下届」をご提出ください。
・2歳児クラスまでの保育施設を利用する場合、3歳児クラスへの進級時は、認可保育施設一覧に記載の進級先施設へ進級することができます。進級の際は、4月の転所申込をしていただきます。
なお、認可保育施設一覧に記載の進級先施設以外への転所希望も可能ですが、転所は保証されていませんのでご注意ください。
また、進級先施設が複数園設定されている施設の場合、必ずしも第一希望施設に進級が出来るとは限りません。

＜退所(退園)＞

習志野市外へ転出する際や、保育を必要とする事由がなくなった場合等は、早急に利用施設にご連絡いただき、「特定教育・保育施設等退所(退園)届」をご提出ください。
※市外転出後も入所中の保育施設の継続利用を希望される場合には、届出前に必ず転出先の市区町村にご連絡のうえ、継続利用が可能かご確認ください。

2)給付認定期間(利用期間)の更新について

支給認定証の認定期間(利用期間)は、申請時に提出された要件書類(9ページの8「児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書」)に基づいて設定します。
保育施設の入所を継続する場合は、給付認定期間の更新のため、就労証明書等、保育を必要とする事由(要件)を証明する書類(要件書類)の提出が必要となります。
就労内定後に就労を開始した場合や、雇用期間の更新時、育児休業からの復職後等に要件書類の提出が必要です。
詳しくは、承諾通知書とともに送付する「家庭状況等変更に伴う提出書類について」をご覧ください。

3)認定要件の変更について

入所後に、就労状況や家庭状況に変動があった場合は、「給付認定変更届」と必要に応じて変更後の要件書類をご提出ください。
詳しくは、承諾通知書とともに送付する「家庭状況等変更に伴う提出書類について」をご覧ください。

4)認定要件の確認について

年に1回、認定要件を満たしているかの確認のため、「現況届」を提出していただきます。認定要件を満たしていない場合は、施設の継続利用ができない場合がありますので、ご留意ください。提出時期については、利用施設またはこども保育課よりご案内します。

5)支給認定証の発行・再発行について

支給認定証は保護者からのお申し出により発行いたします。また、破損・紛失してしまった場合は再発行をいたします。
必要な場合は「支給認定証交付・再交付申請書」をご提出ください。

11. 保育施設の利用時間について

1)保育必要量の認定

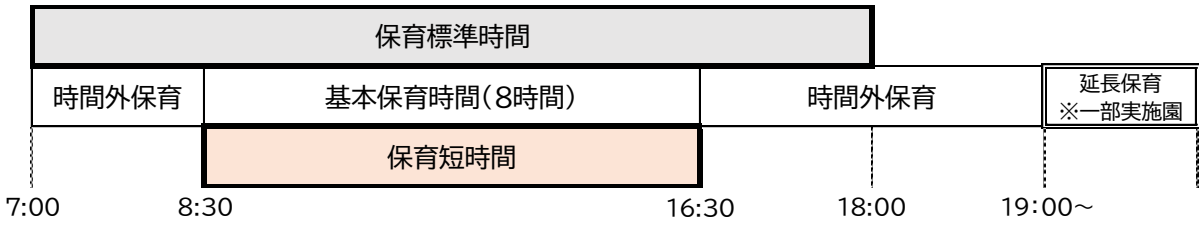
保育の必要性の認定を受けた方については、保育必要量に応じて利用できる保育時間が変わります。
保育必要量は、下記の2区分です。

保育必要量	利用できる保育時間
保育標準時間認定 （基本保育時間以外も利用する場合）	1日最大11時間利用可能
保育短時間認定 （基本保育時間のみ利用する場合）	1日最大8時間利用可能

※ 児童の月齢や健康・発達状況によっては、保育標準時間の認定を受けた場合でも、保育短時間と同等のご利用をお願いする場合があります。

保育標準時間認定の場合であっても、保護者が必要とすると認められる時間内での保育となります。

【時間外保育：午前7時00分～午前8時30分、午後4時30分～午後7時00分】

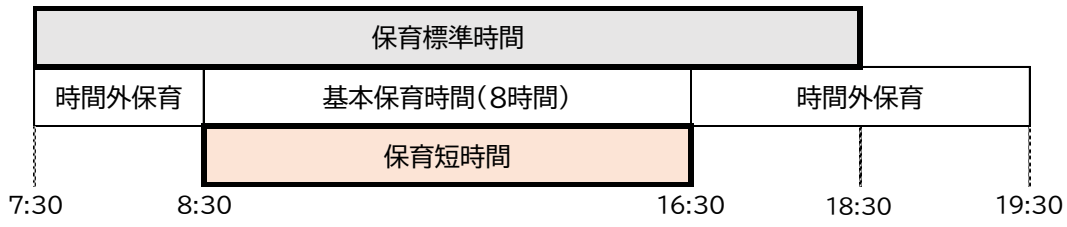


※【午後8時まで実施（別料金）】
かすみ保育園、アスクかなでのもり保育園、アスクバイリンガル保育園かなでのもり第二、谷津みのり保育園、菊田みのり保育園、みのりつくしこども園、京進のほいくえんHOPPA津田沼ザ・タワー（平日のみ）、クニナ奏の杜保育園（平日のみ）、リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園（平日のみ）、大久保みのり保育園、藤崎みつぼし保育園（平日のみ）
【午後9時まで実施（別料金）】
そらまめ保育園かなでの杜、そらまめ保育園津田沼駅前

◆ **第一くるみ幼稚園**の時間外保育は、午前7時30分から午前8時00分、午後4時00分から午後6時30分までとなります。



◆ **ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼 North**の時間外保育は、午前7時30分から午前8時30分、午後4時30分から午後7時30分までとなります。



2)利用日および利用時間

＜開所日＞

月曜日～土曜日(日曜日、祝日、1月2日～3日および12月29日～31日は休所日)
※第一くるみ幼稚園および習志野みのり幼稚園は幼稚園型認定こども園のため、土曜日も休所日です。

＜基本保育時間＞

基本保育時間は、原則1日8時間となります。

＜保育短時間認定を受けた方の利用時間について＞

保育短時間認定を受けた方は、原則として、基本保育時間内での保育・送迎となります。
就労等の条件が変わったこと等により基本保育時間内の送迎が困難となった場合には、認定区分を「保育標準時間認定」へ変更することが可能です。変更後の要件書類および「給付認定変更届」をご提出ください。

＜時間外保育＞

保育標準時間認定を受けた方で基本保育時間内の送迎が困難な方のために、次のア～ウのような事由の場合は時間外保育を実施しています。時間外保育の利用を希望される方は、利用施設に必要な書類をご提出ください。
なお、保護者の勤務状況を確認するため、シフト表等の提出が必要となることがあります。

ア. 勤務時間の関係で、保育時間内に送迎が困難な場合。
イ. 通院等の関係で、保育時間内に送迎が困難な場合。
ウ. 母親の出産等で父親等が送迎するため、保育時間内に送迎が困難な場合。

※ 特別な事情がある場合は、利用施設までご相談ください。
※ 産休明け保育期間の保育時間は保育標準時間認定を受けた方であっても月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時00分までです。それ以外の時間はご利用いただけません。
※ **保育標準時間認定を受けた方でも、保護者のいずれかの勤務が休みなどの日は、基本保育時間内でのご利用をお願いします。**

＜休日保育＞

市内の認可保育施設に入所中で、休日(日曜日・祝日)においても家庭で保育のできない方がご利用いただけます。
ただし、**児童を家庭で保育できない理由が、平日と休日で異なる場合には利用できません。**
※就労要件で認可保育施設を利用している場合、休日に「用事があるため預けたい」といった理由での利用はできません。
※**利用日の属する月曜日から土曜日の間に、登園しない日を1日設ける**必要があります。
※日曜日の利用については代替休園日(登園しない日)の設定が必要ですが、祝日については週6日の保育を超えることがないことから、代替休園日の設定は不要です。

●利用可能施設・利用料金等
クニナ奏の杜保育園(無料)
※給食等の提供なし

●利用可能日
日曜日・祝日(12月29日～1月3日を除く)

●利用可能時間
午前7時～午後6時

●申込方法
利用を希望する日の前月1日から希望月の10日までに利用施設にて申込み
※申込みに必要な書類等については、利用施設にお問い合わせください。



12. 保育料または給食費、その他の費用について

◎0～2歳児クラスの場合

1)保育料の算定

保育料は、入所児童の認定区分とクラス年齢別に扶養義務者の税額(合算額)をもとに算定します。
なお、給食費については、保育料に含まれています。

＜保育料の算定対象者＞

原則、保育料は父母の市区町村民税額(市区町村民税所得割額)の合算額から算定します。
ただし、父母とも市区町村民税非課税であり、祖父母と同居している場合は祖父母の税額から算定します。
(同居祖父母の税額より算定する場合は、合算額ではなく税額が高い方のみでの算定になります。)
・ひとり親家庭の場合は、戸籍謄本にて保護者が1人という事実を確認し、児童と同居の保護者のみの税額で算定します。
・離婚しているが父母ともに児童と同居している場合は、父母の合算額から算定します。
・単身赴任世帯は、父母の合算額から算出します。また、パートナーも算定の対象となります。

＜税額＞

利用月に応じて、前年度市区町村民税額または当年度市区町村民税額から算定します。
下記のとおり、**9月分より算定に用いる税額年度が切替わるため、年度途中で保育料が変更となる場合があります。**

利用月	算定基準となる市区町村民税該当年度
4月～8月	令和8年度の市区町村民税により算定(令和7年1月1日～令和7年12月31日の収入)
9月～翌3月	令和9年度の市区町村民税により算定(令和8年1月1日～令和8年12月31日の収入)

・税の未申告等で税額が確認できない場合は、暫定的に最高階層区分での保育料算定となります。
・市区町村民税課税(非課税)証明書の提出が必要かどうかは、10ページの＜状況によって必要な書類＞をご確認ください。
・住民税の申告をされていない方(収入なしの方も含む)は、1月1日時点で住民票があった市区町村の市民税課にて申告手続きが必要となります。
・住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く)は、保育料算定上、控除の対象にはなりません。(これらを控除する前の税額より算定します。)
・政令指定都市より転入された方は、所得割額を本市の税率に適用させた上で算定します。
・同居世帯に在宅障がい児(者)のいる世帯は障害者手帳等(10ページ参照)の写しをご提出ください。保育料が軽減となる場合などがあります。
・生活保護を受けている世帯は、税申告および市区町村民税の証明書の提出は必要ありません。

＜多子軽減の対象者＞

・私立幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・企業主導型保育事業を利用している兄姉がいる場合は、弟妹の保育料について減額を適用しますので、在園証明書等をご提出ください。
なお、認可外保育施設、認可保育園の一時預かり、プレ幼稚園、保育ルーム、乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)は対象外です。

2)保育料の納付について

保育料の納付は、下記のとおり利用される施設によって支払先が異なります。

利用施設区分	支払先
習志野市立保育所・習志野市立こども園・私立保育園(市外含む)	習志野市
私立こども園・ 地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業)	利用施設 (事業者)
市外の公立保育所・市外の公立こども園	保育所設置の 市区町村

＜納付方法＞

支払先が習志野市の場合

保育料の納期限は、毎月末日です。(納期限が土・日、祝日の場合は翌営業日が納期限です。)
保育料の納付は、原則、口座振替になります。入所承諾決定後、「習志野市口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にて手続きをお願いいたします。(口座振替日は納期限と同様です。)

支払先が習志野市以外の場合

習志野市が決定した保育料を、支払先となる施設の設置者、または各自治体に対してもお知らせします。
別途、利用施設(事業者)や自治体からの納入通知等により支払いを行ってください。

＜延滞金＞

保育料を滞納した場合、**完納されるまでの日数に応じて延滞金が加算されることがあります。**
また、滞納があった場合は督促を行います。督促によっても納付がない場合は、**差押え等の滞納処分の対象となります**ので、
保育料は滞りなくお支払いいただきますようお願いいたします。
生活困窮等により、納付が困難な場合はこども保育課へご相談ください。
※分割での納付や、保護者からの申し出により、児童手当から保育料等の支払いに充てることも可能です。

習志野市保育所保育料徴収基準額表

括弧外が保育標準時間認定の保育料（月額）、括弧内が保育短時間認定の保育料（月額）となります。

◆こどもが複数いる世帯は、第2子の場合「半額」（10円未満切捨て）、第3子以降は「無料」です。
何番目の子であるかのカウントは、子ども・子育て支援法施行令に基づき、下表「こどもの数の算出方法」により判定します。
（税額により異なります。）

※年齢区分は4月1日時点の年齢です。（単位：円）

階層と市区町村民税額		利用者負担（保育料）月額		【多子軽減】こどもの数の算出方法
階層	定義	年齢区分		
		0歳児～2歳児クラス	3歳児～5歳児クラス	
A	生活保護世帯	0(0)	保育料無償	**所得割額が57,700円未満** こどもの年齢・利用施設の制限なし
B	非課税世帯	0(0)		
C1	均等割のみ課税	8,440(8,290)		
C2	所得割額 48,600円未満	9,660(9,490)		
D1	所得割額 58,200円未満	12,140(11,930)		
D2	所得割額 67,900円未満	14,290(14,040)		**所得割額が57,700円以上** 小学校就学前のこどものうち、指定施設※1を利用するこどもの数 ※1 認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業等）、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業
D3	所得割額 77,600円未満	17,180(16,880)		
D4	所得割額 87,300円未満	23,090(22,690)		
D5	所得割額 97,000円未満	29,850(29,340)		
D6	所得割額 121,000円未満	37,210(36,570)		
D7	所得割額 145,000円未満	40,880(40,180)		
D8	所得割額 169,000円未満	44,500(43,740)		
D9	所得割額 195,400円未満	50,070(49,210)		
D10	所得割額 221,800円未満	56,000(55,040)		
D11	所得割額 248,200円未満	57,250(56,270)		
D12	所得割額 274,600円未満	57,570(56,590)		
D13	所得割額 301,000円未満	57,910(56,920)		
D14	所得割額 333,000円未満	58,250(57,250)		
D15	所得割額 365,000円未満	63,850(62,760)		
D16	所得割額 397,000円未満	65,370(64,250)		
D17	所得割額 397,000円以上	71,000(69,790)		

◆低所得のひとり親家庭や在宅障がい児（者）のいる世帯等は、負担軽減後の下表が適用になります。
※下表に該当する世帯の第2子以降の保育料は、無料です。

定義	階層	0歳児～2歳児クラス	3歳児～5歳児クラス	【多子軽減】
上表C1階層である世帯	CH1	3,900(3,830)	保育料無償	こどもの年齢・利用施設の制限なし
上表C2階層である世帯	CH2	4,450(4,370)		
上表D1階層である世帯	DH1	5,900(5,790)		
上表D2階層である世帯	DH2	6,940(6,820)		
上表D3階層のうち、市区町村民税所得割額が77,101円未満である世帯	DH3	8,350(8,200)		

毎年度4月1日時点の年齢（在籍クラス年齢）を基準に算定します。年度の途中で誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。

◎3～5歳児クラスの場合

1)保育料について

3歳児クラス以上の保育料については、国の施策により無償となっています。

2)給食費について

0～2歳児クラスで、保育料の一部として保護者の皆様が負担してきた給食費については、3～5歳児クラスでは実費徴収となります。
なお、下記の基準に該当すれば、給食費(副食費)が免除の対象となります。
また、市内施設通園者は、主食費が1食35円まで免除対象です。

＜給食費(副食費)の免除対象世帯児童の基準＞

・市区町村民税所得割額が57，700円未満の世帯
・ひとり親家庭や在宅障がい児(者)のいる世帯等においては、市区町村民税所得割額が77，101円未満の世帯
・お子様が第3子以降の場合(上のお子様が小学校就学前であり、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業に通所中の場合に限る。)

3)給食費の金額について

習志野市立保育所及び習志野市立こども園については、令和8年度は340円(1食あたり・平日)又は290円(1食あたり・土曜)となります。令和9年度は変更となる場合があります。
私立保育園、私立こども園及び市外施設の給食費の金額については、各施設へお問い合わせください。

4)給食費の納付について

保育所給食費の納付は、下記のとおり利用される施設によって支払先が異なります。

利用施設区分	支払先
習志野市立保育所・習志野市立こども園	習志野市
私立保育園(市内・市外)・私立こども園(市内・市外)	利用施設 (事業者)
市外の公立保育所・市外の公立こども園	保育所設置の 市区町村

＜納付方法＞

・支払先が習志野市の場合
当該月分の給食費を、翌月に請求いたします。納期限は翌月末日です。(納期限が土日、祝日の場合は翌営業日が納期限です。)
給食費の納付は、原則、口座振替になります。保育料の口座振替とは別に、新たに口座振替の登録が必要となりますので、「習志野市口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にて手続きをお願いいたします。(口座振替日は納期限と同様です。)
・支払先が習志野市以外の場合は各施設へお問い合わせください。

＜遅延損害金＞

給食費を滞納した場合、**完納されるまでの日数に応じて遅延損害金が加算されることがあります。**
また、滞納があった場合は督促を行いますので、給食費は滞りなくお支払いいただきますようお願いいたします。
生活困窮等により、納付が困難な場合はこども保育課へご相談ください。
※分割での納付や、保護者からの申し出により、児童手当から保育料等の支払いに充てることも可能です。

◎その他の費用(0～5歳児クラス共通)

保育施設に入所後は、保育料の他に以下の費用が実費でかかります。
・制服代(一部施設)
・日本スポーツ振興センター災害共済給付契約加入金
・遠足等の実費
・昼寝用布団、時間外保育のおやつ代　等
保育料以外の費用負担等の詳細については、各施設でご説明いたします(認可保育施設一覧もご参照ください)。
なお、**私立の認可保育施設(認定こども園含む)では保育料や制服代等の学用品費の他に、上乗せ徴収として別途費用がかかる園があります。**費用は各園にて異なりますので、必ず各園に事前にご確認ください。

13. よくあるQ＆A



1）入所申込みについて

Q1. 保育施設の希望はいくつまで希望できますか？

A1. 申込みにあたって、希望施設数に上限はありません。
申込書に書ききれない場合は、任意の用紙に申込児童名・希望順・希望施設を記入のうえ、ご提出ください。

Q2.希望保育施設は1か所のみの方が入所しやすいですか？第2希望の人より、第1希望の人の方が入所しやすいですか？

A2. 保育施設ごとの選考ではないため、「1か所のみの希望だから入りやすい」ということや、「第2希望以降だから不利になる」ということはありません。利用調整（入所選考）は、保護者や児童の状況等から保育の必要性の度合を指数化し、指数の高い方より、第1希望から順に希望保育施設への入所の可否について選考します。複数の希望保育施設に入所内定が可能な場合は、希望順位が最も高い施設へ入所内定となります。**希望保育施設は、通いたい順に、通える範囲内でご記入ください。**

Q3. 入所申込みが早いと利用調整（入所選考）の優先順位は高くなりますか？

A3. 入所希望月の申込期間内に申込みいただければ、申込書類の提出に早い遅いは関係ありません。ただし、保育の必要性の指数が同一となった場合、待機期間が長い児童が優先されることから、申込月の早い児童のほうが優先順位が高くなります。

Q4.令和9年1月～3月と令和9年度4月の入所申込みを併願する場合にはどのように申込みすればいいですか？

A4. 令和8年度（令和9年3月まで）と令和9年度4月の入所申込みは、申込書等の様式が異なります。**申込書および同意書は、それぞれの年度の様式**をご用意ください。**その他の様式については、全て令和9年度の様式**でお申込みください。
なお、令和9年1月～3月の入所申込みの締切日は各入所希望月の前月5日（ただし市役所が休みの場合は前開庁日まで）となり、令和9年度4月入所申込みの締切日とは異なりますので、ご注意ください。

Q5.令和9年1月～3月と令和9年度4月の入所申込みを併願した結果、1月～3月中に入所承諾となった場合、令和9年度4月からの転所申込をすることはできますか？

A5. 令和9年1月または2月入所承諾者については、入所内定の連絡の際、令和9年4月の転所希望の有無を確認します。
・1月入所承諾者・・・4月（1次）から転所申込をすることができます。（それぞれの入所申込をしていた場合に限る）
・2月入所承諾者・・・4月（2次）から転所申込をすることができます。（それぞれの入所申込をしていた場合に限る）
なお、転所申込書類の受付期間は、入所内定の連絡の際にご案内します。
また、3月入所承諾者については利用調整のスケジュール上、5月入所分から転所申込をすることができます。

Q6. 求職活動中でも、入所申込みはできますか？

A6. 市内在住であれば、「求職活動のために保育ができない」という理由での入所申込みも可能です。ただし、認可外保育施設等を利用するにあたり、『求職中』にて既に給付認定を受けた場合、連続して『求職中』を要件とした入所申込みはできません。
【求職活動に関する留意事項】
・利用調整において、求職活動中の方は就労中の方に比べ指数が低いため、優先度が低くなります。
（習志野市へ転入予定のない方は申込み不可）
・採用内定がとれている場合は、申込み時に就労証明書をご提出いただければ、就労要件での認定および指数となります。
ただし、雇用開始日からの就労時間が月64時間を超えない場合は、求職活動要件での認定および指数となります。
・入所承諾された場合には、2か月以内に就労先を決め、「就労証明書」と「給付認定変更届」を提出していただきます。
就労先が決まらない場合は、2か月を経過する日が属する月の末日で退所（退園）となります。
（例）4月1日入所の場合・・・5月31日までに就労先を決定し、6月1日より就労開始する場合 → 保育施設の継続利用可
4月1日入所の場合・・・5月31日までに就労先が決まらず、6月1日より就労開始出来ない場合 → 5月末で退所（退園）

Q7. 育児休業中ですが、入所申込みはできますか？

A7. 育児休業中の場合は、5ページに記載の条件①～③のすべてを満たすことを条件に申込みをすることができます。
また、申込締切日時点で、既に認可外保育施設（企業主導型保育事業含む）または市外認可保育施設を育児休業継続の要件で利用している場合は申込みができます。
⇒5～6ページをご覧ください。

Q8. 育児休業から復職予定で申込みましたが、入園後に元の職場に復職できなかった場合どうなりますか？

A8. 育児休業中の方は、元の職場への復職を前提に利用調整（入所選考）を行っていますので、入所決定月の翌月10日までに復職できない場合や転職した場合は、原則として入所承諾決定の取り消し、または保育実施の解除（退所）となります。
5ページに記載の条件①～③のすべてを満たすようお願いいたします。事前に、就労証明書に記載された就労条件で復職できるかを職場へ確認のうえ、お申込みください。

Q9. 育児休業から復職予定、または就労の要件で申込み予定でしたが、妊娠していることが判明しました。この場合、申込みの要件はどうしたらよいですか？

A9. 育児休業から復職予定での申込みの場合、入所月の翌月10日までに復帰ではなく、産前休暇までの間少なくとも1か月以上職場に復帰し、就労証明書どおり就労することが条件となります。
また、就労要件で申込みの場合も同様に、少なくとも1か月以上就労証明書どおり就労することが条件となります。
母体への影響を鑑み、入所希望月が出産予定日の2か月前にあたる場合は、原則、出産前後要件でお申込みください。

【例】第2子以降の出産予定日が6月18日の方が、上の子について4月入所申込をする場合
① 育復予定者：4月8日までに復職 ⇒ 5月7日まで就労 ⇒ 5月8日から産前休暇取得
② 就　労　者：5月7日まで就労　⇒ 5月8日から産前休暇取得

Q10. 育児休業の延長を希望するため（復職予定なし）の入所申込みはできますか？

A10. 原則、育児休業から復職予定のない入所申込みは受け付けができません。保育所等に入所ができない場合に、育児休業の延長を許容できる場合（保育施設等の利用意向が低い場合）には、入所申込書⑦「保護者が育児休業から復職予定で申込をする場合の利用調整（入所選考）について」の項目で「希望する保育所等に入所ができない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックをご記入ください。詳細は5～6ページをご確認ください。
なお、利用調整の優先順位が下がりますが、**希望する保育施設に空きがある場合には、入所承諾となりますので、予めご了承ください（4月1次は選考対象外となります。）。また、翌月以降も申込を継続される場合であっても育児休業の延長が許容できる期間は、待機期間にカウントされません。**

Q11. 育児休業から復職後、育児短時間勤務制度を取得する予定ですが、基準点の指数は低くなりますか？

A11. 育児のための短時間勤務制度を利用する方（現に取得中も含む）も、短縮前の契約上の勤務日数および勤務時間にて保育の必要性の指数を決定します。ただし、勤務契約の日数や時間を変更する場合は、その日数と時間に応じた指数となります。

Q12. 就職内定をもらいましたが、就労証明書の提出ができない場合は何を提出すればよいですか？

A12. 就労証明書の代わりに「内定通知書」や「労働条件通知書」等で代用することできます。ただし、次の項目が記載されていることが条件となります。①事業所（会社）名、②事業所の所在地、③就労者本人氏名・生年月日、④無期雇用または有期雇用、⑤雇用（予定）期間、⑥就労時間および日数。①～⑥の記載がない場合は、教育・保育給付認定および利用調整ができません。
入所決定後または勤務開始後に提出済みの内定通知書等とおりの内容が記載された就労証明書を必ずご提出ください。
なお、代用書類を提出した場合で上記①～⑥の記載内容を満たしていない場合、または代用書類の提出がない場合は、求職活動要件での教育・保育給付認定および利用調整となります。

Q13. 現在病気で自宅療養中ですが、入所の申込はできますか？

A13. 「疾病または障がい」の要件でお申込みすることが可能です。**習志野市様式の「医師の診断書」または障害者手帳等の写し**を提出してください。なお、病院様式での診断書の場合、利用調整基準における指数化ができないので、利用調整上不利になる場合があります。診断書を提出する際には、必ず**習志野市様式の「医師の診断書」**をご提出ください。

Q14. 離婚予定ですが、ひとり親として利用調整をしてもらうことはできますか？

A14. 原則、離婚後の戸籍謄本、児童扶養手当証書の写しまたは離婚受理証明書の提出が必要ですが、離婚調停中などで離婚が成立していない場合は、事件係属証明書もしくは弁護士など第三者を含めて離婚協議を進めていることがわかる証明書（弁護士との契約書等）の提出があれば、ひとり親としての指数で利用調整をすることができます。
ただし、保育料については戸籍謄本、児童扶養手当証書の写しまたは離婚受理証明書の提出がないと、「ひとり親世帯」として算定することはできません。事件係属証明書等では、父母どちらかを算定対象から外すことはできますが、「ひとり親世帯」として算定することはできません。利用調整の指数が同点となった際の優先順位のうち「世帯の市区町村民税額」および「世帯の総所得金額」は父母の合計金額で算定されることがあります。離婚が成立した場合は、速やかに戸籍謄本、児童扶養手当証書の写しまたは離婚受理証明書をご提出ください。

Q15. 現在、仕事はしていませんが数か月後に出産を控えています。上の子の保育所の申込みはできますか？

A15. 出産予定日の2か月前（多胎妊娠の場合は4か月前）の月初に達するまでは「求職活動」要件での申込みになります。入所決定となった場合は、2か月以内に月64時間以上の就労を開始する必要があります。「求職活動」要件で入所が決定しなかった場合、出産予定日の2か月前（多胎妊娠の場合は4か月前）の月初から「出産前後」要件に切り替えて利用調整となりますが、入所決定後に在園できるのは、出産日から起算して57日目が属する月の末日までです。産後期間終了後は、新たな教育・保育給付認定要件が必要となります。なお、「出産前後」要件から「求職活動」要件への教育・保育給付認定の変更はできません。

Q16. 保護者が単身赴任の場合の加点はありますか？

A16. 就労証明書に単身赴任であることの記載があり、勤務地が関東圏外または自宅から片道2時間以上の距離である場合に加点の対象となります。ただし、入所希望月が単身赴任状態であることが必要です。入所希望月前に単身赴任が終了する場合は、速やかにこども保育課へご連絡ください。

Q17. 兄弟姉妹が同時に入所申込みを希望する場合に、どのように申込みをすればよいですか？

A17. 入所申込書⑥「申込児童の兄弟姉妹について」の項目は、15ページの5）「兄弟姉妹同時申込みの考え方について」をご確認ください。

Q18. 入所保留（不承諾）だった場合、毎月申込みをする必要がありますか？

A18. 入所申込みは年度内有効となります。入所申込書⑧1. の「ア 翌月以降も申込みを継続する」に「✓」をした場合には、入所承諾となるまでは毎月継続して利用調整を行います。ただし、保護者の保育にあたれない要件がなくなった場合には、自動的に申込み取下げとなり、市から申込み取下げの旨の連絡はいたしませんので、ご承知おきください。
なお、家庭状況や申込内容が変更となる場合は、入所保留（不承諾）通知に同封されている指定の様式と必要に応じて変更後の要件書類を各月の申込受付期間中にこども保育課までご提出ください（郵送の場合、締切日必着）。状況変更についてご連絡がないまま入所が承諾となった場合は、入所が取り消される場合があります。

Q19. 入所保留（不承諾）だった場合に、希望施設を変更したら待機期間はリセットされますか？

A19. リセットされません。待機期間は、希望施設ごとではなく、申込者が待機状態であれば待機期間が加算されていきます。
ただし、入所申込書⑦「保護者が育児休業から復職予定で申込をする場合の利用調整（入所選考）について」の項目で「希望する保育所等に入所ができない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックした場合は、待機期間に含まれません。
「直ちに復職希望」から「希望する保育所等に入所ができない場合は、育児休業の延長も許容できる」に変更した場合も申込内容の変更月からリセットされますのでご注意ください。
なお、令和8年12月～令和9年3月の待機期間はスケジュールの都合上、令和9年4月入所選考の優先項目として考慮できませんので、予めご了承ください。

Q20. 保育施設の空き状況はどこで確認できますか？

A20. 年度途中（5月～3月）の空き状況については、毎月25日頃に翌々月の空き状況（受け入れ可能状況）を市ホームページ上で公表しています。（4月に関しては、11月上旬に公表いたします。）
また、習志野市公式LINEを友だち登録し、情報配信の設定をしていただくと、市からの情報（空き状況を更新しました等）を受け取ることができます。登録方法の詳細は29ページをご覧ください。
なお、公表している状況は公表開始時点のものになるため、市ホームページ上で空きが無い場合でも、急遽空きが生じることで入所の案内が可能となる場合があります。希望施設は行ける範囲で行きたい順番にご記入ください。

Q21. 保育所の入所申込み時に税の申告をしていなかった場合、入所しにくくなりますか？

A21. 利用調整（入所選考）における保育の必要性の指数が同一となった場合、保護者（父母ともに非課税の場合は同居している祖父母のいずれか税額の高い方）の市区町村民税所得割額がより低い児童および、世帯の総所得がより低い世帯を優先することがあります。そのため、住民税の未申告により市区町村民税所得割額が確認できない場合や（非）課税証明書の提出が必要な方にも関わらず未提出の場合には、不利となることがあります。

Q22. 入所申込を一度取り下げましたが、再度申込みをする場合はどうしたらよいですか？

A22. 「保育所等（入所（園）・転所（園））申込内容変更届」および必要書類を入所申込の再開を希望する月の申込締切日までにこども保育課にご提出ください。ちば電子申請サービスから電子申請することも可能です。ただし、申込みをした年度内のみ再開することができます。なお、必要書類は以前に提出された書類の証明日から6か月以内で、内容に変更がなければ省略できる場合があります。

Q23. 習志野市へ転入予定ですが、習志野市の保育施設への入所申込みはできますか？

A23. 習志野市へ転入予定の方も、保育施設入所申込みができます。ちば電子申請サービスからの電子申請もご利用いただけます。必要書類等の詳細は 8 ページの7)「習志野市外からの申込み」をご覧ください。また、習志野市に転入後は、習志野市こども保育課で給付認定申請の手続きが必要となります。

Q24. 認定こども園(短時間児)や幼稚園と保育施設の併願はできますか？

A24. 併願することは可能です。幼稚園等の入園申込みは各施設で行っていただき、保育施設の入所申込みは、こども保育課で行っていただきます。どちらも入園可となって幼稚園等に入園する場合は、速やかにこども保育課にご連絡ください。

Q25. 郵送で認可保育施設への入所申込みをした場合、受付をした旨の連絡はありますか？

A25. 郵送で入所申込みをされた場合、習志野市こども保育課からの連絡および通知は行っておりません。申請書等の到着確認を希望する場合には、簡易書留等の追跡可能な方法での郵送、もしくは、ちば電子申請サービスからの電子申請をおすすめします。(16～17ページ参照)

Q26. 保育施設への入所申込みを電子申請で行った場合、受付をした旨の連絡はありますか？

A26. ちば電子申請サービスでの申請の場合、申請時に入力したメールアドレスに受付完了の旨が通知されます。
マイナポータルでの申請の場合、step1「申請者情報入力」画面で、メールアドレスを入力していただくことで受付完了の旨が通知されます。※マイナポータルにログインしていない場合は通知されませんので、必ずログインしてください。
不足書類の有無の連絡もいたしますので、メールまたはマイナポータルは必ずご確認ください。
メール等の未確認による、不足書類等の未提出については責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

2)入所後について

Q1. 入所後、別の保育施設へ転所することはできますか？

A1. 転所をご希望される場合は、「転所申込書」を、各月の申込締切日までにこども保育課にご提出ください。
※「転所申込書」は各保育施設またはこども保育課で配布している他、市ホームページからダウンロード可能です。また、ちば電子申請サービスからの電子申請をすることも可能です。
毎月の利用調整(入所選考)時に転所の選考も行います。転所希望先の保育施設に受け入れの余裕がない場合は転所できません。転所希望先の空き状況やその他の申込者の状況によっては、入所後の転所が難しい場合がありますので、ご注意ください。
なお、**転所決定後の転所取消(辞退)はできません**のでご承知おきください。
また、転所申込が不要となった場合は、必ず「入所(転所)申込取下届」を在園施設またはこども保育課にご提出ください。

Q2. 出産後、育児休業を取得する場合、既に保育施設に入所している児童は、継続入所できますか？

A2. 入所中のお子さまの年齢や、発達の状況等により「保育施設への継続入所が望ましい」と考えられる場合、保護者の育児休業終了予定日の属する月の翌月末まで継続して入所することができます。また、保育短時間認定となり、利用時間は8時30分から16時30分までになります。「認定変更届」、育児休業期間が記載された「就労証明書」および「育児休業に伴う継続利用申込書」をご提出ください。

Q3. 2歳児クラスまでの施設に入所した場合、3歳児クラスに進級する際は、再度申込みが必要になりますか？

A3. 習志野市内に設置されている2歳児クラスまでの施設(本大久保第二保育所、実籾保育園、小規模保育事業)については、進級先の施設を設定し、3歳児クラスになった際の受入先を確保しております。翌年4月の入所申込時期に入所中の施設を通じて転所申込みをしていただきます。(ただし、進級先が複数ある場合は保育の必要性が高い方から順番に希望施設へ案内するため、必ずしも第一希望の保育施設に進級できるとは限りません。)
各施設の進級先については、別紙「令和9年度 認可保育施設一覧(施設基本情報)」の進級先施設欄をご覧ください。
3歳児クラスになる際に、進級先施設以外の保育施設を転所先として希望することもできますが、進級先に設定された施設以外の施設については他の申込者と同様に利用調整を行うため、**進級先施設以外の施設のみを希望した場合、保育施設への入所を継続できない場合があります**ので、ご注意ください。

Q4. 他市へ転出するため、転出先の保育施設を申込みたいです。どうすれば良いですか？

A4.　現在、習志野市の保育施設に入所していない場合は、転出先の自治体へ直接お申込みください。現在、習志野市の保育施設に入所中の場合は、在園施設に「退所(園)届」をご提出のうえ、転出先の自治体へ直接お申込みください。また、転出後、在園施設を継続利用したい場合も同様に、在園施設に「退所(園)届」をご提出のうえ、転出先の自治体で直接お手続きください。

Q5. 認定こども園(長時間児)に通っていますが、保育を必要とする事由がなくなった場合は退園(所)になりますか？

A5. 長時間児としては退園(所)となります。

再度、長時間児としての利用を希望する場合は、改めて入所申込と利用調整(入所選考)が必要となります。

なお、短時間児として利用を希望する場合は、施設の受け入れ枠に空きがある場合は、入園(所)することが可能です。短時間児での入園を希望するこども園へ直接お問い合わせください。

3)その他

Q1. こども保育課に提出をした書類を返却してもらえますか？

A1.　こども保育課にご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。

また、ご提出いただいた書類の内容について、電話にてお問い合わせいただきましても、個人情報保護の観点からお答えできかねますのでご了承ください。確認したいことがある場合、身分証明書を持参のうえ、こども保育課窓口へお越しください。

※育児休業を延長する可能性のある方は、育児休業給付金の支給期間延長手続きの際、保育所等の入所申込書の写しが必要になります。ご提出される前に必ず入所申込書の写し(両面)をお取りください。

Q2. 就労証明書に社判や代表者の押印がない場合でも、受付してもらえますか？

A2.　就労証明書に社判または代表者の押印は不要です。ただし、就労証明書の内容について改変等を行った場合には、刑法上の罪に問われる場合があります。また、申請内容に虚偽があるものとして入所承諾取消または退所となります。

※上記は、習志野市こども保育課での取り扱いとなります。他市への入所申込みの際には不備書類となる可能性がありますので、予めご確認ください。



↓郵送での入所申込みの際にご活用ください。

〒275－8601
習志野市鷺沼2－1－1(市庁舎2階)
習志野市役所　こども保育課
入所・入園係　宛
(認可保育施設入所・入園申込書　在中)

●習志野市公式LINEアカウントから情報を発信しています

習志野市公式LINEを友だち登録して、受け取りたい情報を選んでいただくことで、市からの情報をLINEで受け取ることができます。

習志野市公式LINEとお友達になる方法

スマートフォンなどでLINEアプリを起動し、友だち登録画面から左の二次元バーコードを読み込んでください。

利用方法等

利用方法

受信設定 でお住まいの地域などを入力し、「保育所・幼稚園・こども園等」を選択すると、市から子育てや保育所等に関する情報をLINEに配信します。



この他、下記のメニューを選択して施設利用予約や電子申請を行うことができます。

令和9年4月入所申込の窓口相談の事前予約

メニュー ＞「市の情報・手続き」＞「講座相談等予約」＞「習志野市 講座・相談等参加予約システム」＞「オンライン予約手続き＞検索キーワード「保育所」＞「**令和9年4月1次 保育所等入所相談 窓口受付予約**」から予約してください。



または
二次元バーコード
から

電子申請による保育所入所申込等

メニュー ＞「市の情報・手続き」＞「ちば電子申請」＞「オンライン申請手続き」から検索キーワードで申請したい手続き名を検索して、対象の手続きを選択して申請をしてください。【P16～ 9. 電子申請よる申込方法 参照】

